

# 産業建設常任委員会記録

令和3年3月15日

【開催日】 令和3年3月15日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後4時10分

【出席委員】

委員長	中村博行	副委員長	藤岡修美
委員	岡山明	委員	高松秀樹
委員	恒松恵子	委員	森山喜久
委員	宮本政志		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

副議長	矢田松夫
-----	------

【執行部出席者】

副市長	古川博三	経済部長	河口修司
公営競技事務所長	桶谷一博	公営競技事務所主任主事	長村知明
公営競技事務所主任主事	村上良平	公営競技事務所主任技師	山本達也
建設部長	森弘健二	建設部次長兼下水道課長	井上岳宏
都市計画課長	高橋雅彦	都市計画課課長補佐	大和毅司
都市計画課管理緑地係長	森山まゆみ	都市計画課都市整備係長	藤本英樹
都市計画課建築指導室主任技師	國川恵子	都市計画課建築指導室主任技師	明神孝明
下水道課技監	藤岡富士雄	下水道課課長補佐	西崎大

下水道課主査	熊川 整	下水道課主査	小路 弘史
水道事業管理者	今本 史郎	水道局副局長兼 総務課長	原田 健治
水道局次長兼業 務課長	伊藤 清貴	水道局施設維持 課長	伊東 修一
水道局工事管理 課長	江本 浩章	水道局浄水課長	西山 洋治
水道局業務課主 幹	岡 秀昭	水道局工事管理 課技監	藤山 靖夫
水道局施設維持 課主幹	平野 宏明	水道局総務課課 長補佐	角田 達也
水道局総務課 課長補佐	中村 浩士	水道局総務課財 政係長	渡邊 亮治
土木課長	泉本 憲之	土木課用地係長	日高 辰将
経済部次長兼農 林水産課長	川崎 信宏	農林水産課農林 係長	平 健太郎
農林水産課農林 係主任主事	稲葉 徹	農林水産課参与	多田 敏明

【事務局出席者】

局次長	石田 隆	書記	光永 直樹
-----	------	----	-------

【審査事項】

- 1 議案第14号 令和3年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算  
について
- 2 議案第10号 令和3年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について
- 3 議案第33号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 4 議案第34号 山陽小野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関  
する条例の一部を改正する条例の制定について

- 5 議案第18号 令和3年度山陽小野田市下水道事業会計予算について
- 6 議案第32号 山陽小野田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第38号 財産の減額貸付けについて
- 8 議案第16号 令和3年度山陽小野田市水道事業会計予算について
- 9 議案第17号 令和3年度山陽小野田市工業用水道事業会計予算について

---

午前9時 開会

---

中村博行委員長 おはようございます。ただいまより産業建設常任委員会を開催します。それでは、早速審査に入ってまいります。審査番号の1番議案第14号令和3年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算について、執行部からの説明を求めます。

桶谷公宮競技事務所長 議案第14号令和3年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算について、説明します。本日は、お手元の資料と併せて説明させていただきます。それでは、最初に予算書の2ページをお願いします。第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ219億2,370万9,000円としています。前年度と比較しまして、率で43.3%、金額にして66億2,568万2,000円増の積極型予算となっています。続きまして、第2条では、一時借入金の最高額を前年度と同額の30億円としております。それでは、冒頭、予算の全体像・概要を説明し、その後に予算書の説明をさせていただきたいと存じます。最初に、令和2年度の売上状況と令和3年度の売上げの前提条件となります本場の開催日程等について、説明させていただきます。お手元の資料の1-1をお願いします。こちらの資料は、令和元年度の売上状況となります。昨年9月の決算委員会で説明した内容と同じものになります。続きまして、資料の2-1をお願いします。こちらの資料は、令和2年度の2月までの売上状況になります。左から見ていきますと、2月まで、本場開催はミッドナイトレースも含めて81日開催しております。内訳は、昼間の

通常開催が48日、そして、ミッドナイトレースが33日となっています。昼間の通常開催は、これまで中止はなく、順調に開催してまいりました。一方、ミッドナイトレースは、4月に新型コロナウイルスの感染が拡大していることや、緊急事態宣言が全国に発令されたことなどを踏まえ、3日間、また、台風により2日間、計5日間中止となりました。こうしたマイナス要因はあるものの、売上げについては157億870万3,000円、前年比144.6%となっています。こちらの伸びも、全5場の中で1番となっています。特徴として、中央あたりに記載しております重勝式の売上ですが、こちらが41億6,543万4,500円、前年比152.8%と好調に推移しています。続きまして、資料の2-2をお願いします。こちらの資料は、同じく令和2年度の2月までの売上状況ですが、ミッドナイトレースのみを抜き出した売上状況になります。資料の作成上、右端に記載があります重勝式「当たるんです」も含んだ資料となっています。ミッドナイトレースですが、今年の夏から、山陽場での特色あるレース、そして、お客様に予想しやすく楽しんでいただくことに重点を置き、業界初となる6車立てのレースを開催しています。おかげさまで、重勝式も含めた総売上は好調に推移しています。今後も、試行錯誤、いろいろ模索しながら、企画レースも含め、売上向上に努めてまいりたいと考えています。なお、今年度の本場開催は、昨日まで開催しました4日間のミッドナイトレースをもちまして、無事に全て終了しました。重勝式「当たるんです」は引き続き発売してまいりますが、今年度の最終的な売上げをおよそ170億円と見込んでおります。続きまして、資料3をお願いします。こちらの資料は、令和3年度の本場開催のレース日程等になります。まず、上段1の通常開催レースの日程ですが、開催日数は1の表の下に記載していますように令和2年度と比べ5日増の56日としています。内訳は、特別G Iが5日、G Iが10日、G IIが10日、そして、普通開催が31日となっています。特色としましては、1の表中⑦になりますが、9月に山陽場では初めてとなりますナイターレースを3日間開催することとしています。これは、昨年9月に開催しました「特別G I 共同通信社杯プレミアムカップ」を、仕事帰

りのお客様に楽しんでいただくため、全日薄暮レースとしたところですが、おかげさまで、売上げが好調でありました。こうした実績を踏まえまして、有観客で消音マフラーを装着して開催することに相成りました。続きまして、2のミッドナイトレースの日程ですが、令和2年度と比べ18日増の61日としています。下期には、初めての試みになりますが、GⅡのグレードレースも計画しています。黄色でマーカーしてあるところが昼間の通常開催とミッドナイトレースを合わせた総開催日数となり、今年度より23日増の117日を計画しています。続きまして、3の4重勝単勝式「当たるんです」の発売ですが、これまでの実績から、車立てが少ないレースは払戻金額が少なくなるものの、的中確率が上がるため、非常に人気が高くなっています。こうしたことから、発売は車立ての少ないレースを優先することとしています。成立回数については、今年度の実績を踏まえ算出しています。続きまして、4の総営業日数は、場外発売を含め、350日としています。また、レースの形態ごとの売上金額、返還金、発売収入は、記載しているとおりで。表の右端の一番下の黄色でマーカーした金額214億3,897万5,000円が発売収入の総額になります。ここで、恐れ入ります。予算書の10、11ページをお願いします。1款1項2目の勝車投票券発売収入が、この金額になります。その他、特に資料には記載していませんが、令和3年度におきましても、グレードレース7として、全グレードレースの第7レースの2連単払戻率を通常の70%から80%に変更して行うこととしています。場外車券売場の拡充についても努力していきたいと考えています。資料3の説明は以上でございます。本場開催に当たりましては、レース自体の企画に加えて、多彩なイベント等も織り交ぜながら、これまでのお客様、そして、これからのお客様に感動をお届けできるよう「分かる、当たる、楽しい」をモットーに、充実した開催にしていきたいと考えています。続きまして、予算書に沿いまして説明します。まずは、歳入からになります。10、11ページをお願いします。1款1項1目入場料収入270万円は、特別席の入場料収入となります。現在、特別席については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用いただ

いておりません。業界ガイドライン等を遵守する中で、感染状況等も見極めながら、慎重に対応していきたいと考えています。続きまして、2目勝車投票券発売収入214億3,897万5,000円は、返還金2億3,455万2,000円を含んだ額となります。予算額は、前年度より65億6,615万8,000円の増となっています。これまで説明しましたとおり、ミッドナイトレース開催日数の増、そして、重勝式「当たるんです」の好調な売上げを反映したことによります。続きまして、3目勝車投票券発売副収入については、主なものとして、3節勝車投票券払戻時効収入を、前年度より200万円増の1,200万円計上しています。続きまして、4目入場券発売副収入については、前年度と同額の1,000円を計上しています。続きまして、1款2項1目諸収入ですが、主なものとして、オートレース活性化推進事業助成金は、517万4,000円計上しています。また、場外発売事務協力収入は3億6,668万6,000円計上していますが、近年の販売チャンネル構成の変動により減額傾向が続いています。続きまして、選手会部品庫会計貸付金返戻金1,500万円は、年度当初に選手会部品庫会計に貸付金として支出したものが、年度末に同額返戻されるものです。最後、レース映像利用料収入244万5,000円は、この度、新規で計上するものです。これは、本場開催時に、施行者側で製作した生のレース映像を民間ポータル会社に提供する際の映像利用料になります。続きまして、1款3項1目財産運用収入は、412万2,000円計上しています。内訳ですが、土地貸付収入が1万5,000円、建物貸付収入が410万7,000円となっています。続きまして、2目利子及び配当金は、保有しています2つの基金の預金利子を計上しています。上段の小型自動車競走場施設改善基金預金利子は8万円、下段の小型自動車競走事業財政調整基金預金利子は1万7,000円計上しています。続きまして、12、13ページをお願いします。2款1項1目山陽小型自動車競走場施設改善基金繰入金は、スタンド改修に係る事業費に充当する予定でしたが、後ほど歳出のスタンド改修事業と併せて、改めて説明させていただきます。続きまして、2目小型自動車競走事業財政調整基金繰入金は、

後ほど歳出で説明させていただきますが、測量調査委託料に充当するものです。続きまして、3款1項1目市預金利子は、小型自動車競走事業特別会計の払戻準備金と選手所得税預り金の預金利子として1万円計上しています。歳入の説明は以上となります。続きまして、歳出の説明に移りたいと存じます。14、15ページをお願いします。1款1項1目一般管理費は、一般管理業務に要する経費で、4億359万7,000円計上しています。前年度と比較して、2億1,079万3,000円増額となっていますが、主な要因は24節積立金が増額になったことによるものです。上から説明します。2節から4節、そして18節が職員5名分の人件費となります。8節旅費は150万円を計上しています。9節交際費は10万円を計上しています。13節使用料及び賃借料は49万3,000円を計上しています。上段の通行料は、高速料金4万4,000円を計上しています。下段の機械器具借上料は、公用車のリース料として44万9,000円計上しています。続きまして、24節積立金は2つの基金を合わせて3億6,309万4,000円を計上しています。上段の山陽小型自動車競走場施設改善基金積立金は、利子分の積立て8万1,000円も含めて、3億3,708万1,000円を計上しています。これにより、令和3年度末の予算上の残高見込みは10億6,678万6,000円となります。下段の小型自動車競走事業財政調整基金積立金は、利子分の積立て1万8,000円も含めて、2,601万3,000円を計上しています。これにより、令和3年度末の予算上の残高見込みは2億223万3,000円となります。続きまして、一番下の段、1款2項事業費からが直接競走事業に関わる予算となります。1目から4目までは、ナイターも含めた昼間の通常開催、重勝式「当たるんです」、そして、ミッドナイトレースを合算したものとなります。まず、1目事業費は54億7,565万5,000円計上しています。前年度より15億8,848万3,000円の増額となっていますが、ミッドナイトレースも含め、本場での開催日数が大きく増えたことと、重勝式「当たるんです」の好調な売上げに連動して、各経費が増額となっています。16、17ページをお願いします。上から説



明します。10節需用費は、1,710万2,000円を計上しています。上段の消耗品費910万円の主なものは、ミッドナイトレース等で使用する消音マフラーの部品代になります。2段目の燃料費793万5,000円は、同じくミッドナイトレース等で使用する照明設備の自家発電機の燃料費となります。続きまして、11節役務費は4,446万3,000円を計上しています。2段目の保険料34万8,000円は、昇降機賠償責任保険料、車両・建物共済保険料となります。3段目の競走車運搬費は、4,129万7,000円を計上しています。下段の銀行業務手数料280万8,000円は、本場開催時の現金取扱手数料になります。続きまして、12節委託料は42億1,387万円を計上しています。上から、設備保守委託料181万1,000円は、自家用電気工作物保安管理業務を委託するものです。次のCS放送業務等委託料1億5,070万2,000円は、ミッドナイトレースのCS放送業務などを委託するものです。次の選手宿泊管理委託料は、6,310万円を計上しています。次の発売業務委託料6億4,671万円は、重勝式「当たるんです」の発売を日本写真判定㈱に委託するものです。次の競走会業務委託料4億171万5,000円は、競走実施法人であります西日本小型自動車競走会へ審判業務等を委託するものです。次の照明設備運用業務委託料3億146万7,000円は、主としてミッドナイトレースの照明設備の建設費用の償還になります。次の包括的民間委託料は、日本写真判定㈱との契約により6億2,000万円を計上するものです。次の電話投票業務委託料4,602万7,000円は、公式オフィシャルサイトで車券の発売を委託するものです。次のインターネット投票業務委託料14億810万9,000円は、民間ポータル会社4社にインターネットで車券発売を委託するものです。最後の場外発売運営委託料5億7,422万9,000円は、各場に場間場外発売を委託する経費と、オートレース宇部とオートレース笠岡に専用場外として場外発売を委託する経費になります。続きまして、13節使用料及び賃借料は、1億2,056万6,000円を計上しています。上段の機械器具借上料205万3,000円は、場内にあります集計センターの投票シ

システムの更新に伴い、新システムと各投票所の発券機を接続するネットワーク機器の借上料となります。中段のシステム利用料4,180万円は、TZSのシステム利用料となります。下段のリース料7,671万3,000円は、債務負担行為で予算措置しています8車8枠用機器のリース料となります。こちらは、令和8年度で完済する予定です。続きまして、18節負担金、補助及び交付金は10億7,405万3,000円を計上しています。上から、JKA交付金4億1,680万3,000円は、本場開催による交付額に重勝式による交付額を含めた額となります。次の開催場負担金2,338万8,000円は、重勝式「当たるんです」発売の開催場に対する負担金となります。次の特別拠出金4億9,217万7,000円は、こちらも重勝式「当たるんです」発売による全国小型自動車競走施行者協議会への拠出金となります。次の選手参加旅費は、4,807万円を計上しています。次の選手共済会分担金は、851万6,000円を計上しています。次の電話投票センター運用経費負担金7,671万4,000円は、公式オフィシャルサイトの運用経費を負担するものです。次の山口県暴力追放運動推進センター賛助金は、前年度と同額30万円を計上しています。次の公営競技納付金も前年度と同額1万円を計上しています。次の全国小型自動車競走施行者協議会負担金は、607万3,000円を計上しています。続きまして、18、19ページをお願いします。電気料金負担金2,000円は、市役所1階ロビーで放映していますオートレース宣伝映像の電気料金となります。最後、選手会助成金200万円は、この度、新規で計上するものです。優勝劣敗の厳しい世界に身を置く選手の退職後の生活を経済的に保障しようとするものです。従来から業界の退職金制度がありましたが、財政状況の悪化から新規の積立てを凍結しており、平成27年度以降入所の選手には退職金が全くない状況です。こうしたことから、山陽場では新たな退職金制度を構築し、選手会に助成しようとするものです。これにより、選手の処遇改善のみならず、優秀な新人選手の確保につながればと、期待もしています。続きまして、21節補償、補填及び賠償金60万1,000円は補填金で、前年度と同額を計上しています。

続きまして、26節公課費は、消費税及び地方消費税として500万円を計上しています。続きまして、2目賞典費は、選手賞金として8億3,851万9,000円を計上しています。続きまして、3目勝車投票券払戻金は、148億4,309万7,000円を計上しています。続きまして、4目勝車投票券返還金は、2億3,455万2,000円を計上しています。続きまして、5目公営競技対策費は、選手会部品庫会計貸付金として1,500万円を計上しています。先ほど歳入で説明したとおり、年度当初に貸付け、年度末に返戻されます。続きまして、6目施設改善費は9,298万9,000円を計上しています。12節委託料は5,098万9,000円を計上しています。上段、測量調査委託料は、地元の方からお借りしています第5駐車場の測量調査を行うものです。この駐車場については、昨今の利用状況を踏まえ、これまでの方針を変更し、返還する方向で、地権者の方と協議を始めたところです。当時、水田であった土地を盛土と舗装をしており、土地の境界が確認できていない状況ですので、土地をお返しするまでに、境界の確定測量を行いたいと考えています。財源については、財政調整基金を充当します。また、下段の設計委託料4,723万8,000円はスタンド改修に係る設計委託料ですが、後ほど改めて説明させていただきます。続きまして、14節工事請負費は、4,200万円を計上しています。このうち、市の公共施設の修繕や改修を行う地域公益事業としての予算が1,700万円になります。残りの2,500万円がスタンド改修の解体工事費になりますが、こちらも後ほど改めて説明させていただきます。地域公益事業ですが、令和3年度は、きらら交流館施設改修事業、厚狭地区複合施設トイレ改修事業、高泊小学校放送設備更新事業など14事業を計画しています。続きまして、20、21ページをお願いします。2款1項1目利子30万円は、歳計現金が一時的に資金ショートする際の一時借入金利子になります。最後に、3款1項1目予備費は2,000万円計上しています。歳出の説明は以上となります。ここで、まとめの説明をさせていただきます。資料4をお願いします。まず、1は小型自動車競走事業の根幹を成す開催に係る収支になります。この項目が、包括

的民間委託に関わる収支となります。（A）欄の歳入－歳出ですが、2, 381万円の黒字となっています。続きまして、2は開催以外に係る収支になります。（B）欄の歳入－歳出ですが、5, 885万4, 000円の赤字となっています。続きまして、3は重勝式に係る収支になります。特徴としましては、2つの基金に合わせて2億2, 200万円を積み立てることです。その結果、（C）欄の歳入－歳出ですが、5, 251万1, 000円の黒字となっています。最後の4は、ミッドナイトレースに係る収支になります。ここでの特徴も、2つの基金に合わせて1億4, 099万5, 000円を積み立てることです。ミッドナイトレース自体は、収益性の高いレースとなっています。その結果、（D）欄の歳入引く歳出ですが、253万3, 000円の黒字となっています。これら4つのグループの収支をまとめたものが、青色でマーカーした合計（A）＋（B）＋（C）＋（D）の2, 000万円になり、これが予算書の歳出の予備費になります。続きまして、その下、オレンジ色の項目ですが、こちらが基金等も含めた予算の全体像となります。上から、リース料の支払額7, 671万3, 000円に、ただいま説明しました予備費、これが単年度の収支額になりますが、これらを合算したものが、2つの債務解消額（E）9, 671万3, 000円となります。さらに、基金への積立てと取崩しを整理すると、基金の増加額（F）は2億8, 710万5, 000円となります。これら（E）と（F）を合算したものが、実質的な収支改善額となり、3億8, 381万8, 000円となります。最後に、スタンド改修事業について、改めて説明させていただきます。本事業については、設計業務を令和2年度中に終え、令和3年度から実施設計に基づき解体作業を開始する予定でありました。一方、新東スタンドについては、施設規模を縮小することにより、再度設計を見直すこととしておりました。しかしながら、現施設を利用しながらスタンド改修を進めていくために必要となる詳細な設計業務を終えることができませんでした。こうしたことから、一旦、当初予算に計上していますスタンド改修関連事業費と、その財源であります施設改善基金繰入金を、近々のうちに第1回補正予算を上程させていただき、全て減

額させていただきたいと考えています。御迷惑をお掛けして大変申し訳  
ございません。以上で、資料も含めた全ての説明を終わります。施行者  
として、令和3年度も公正かつ安全なレースに努めてまいる所存でござ  
います。御審査のほど、よろしく申し上げます。

中村博行委員長 説明は終わりましたが、結構長かったものですから、これか  
ら質疑というと、途中で休憩になると思いますので、ここで換気を含め  
て一旦休憩に入ります。45分過ぎぐらいから始めたいと思います。そ  
れでは暫時休憩に入ります。

---

午前9時38分 休会

---

---

午前9時45分 再開

---

中村博行委員長 休憩前に引き続きまして、委員会を続けます。それでは、予  
算書のほうから行きましょう。重複する部分については、それで結構で  
すので、質疑を求めていきましょう。まずページを追っていきましょう。  
2ページ、3ページの全体像ですが、ここはよろしいですね。（「はい」  
と呼ぶ者あり）4、5ページもいいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）  
7ページから総括です。7ページもよろしいですか。（「はい」と呼ぶ  
者あり）同じく歳出の総括です。具体的なものは後から行きましょう。  
それでは、10、11ページから質問して行ってください。

森山喜久委員 11ページの1款競走事業収入の2項事業外収入、1諸収入の  
雑入。先ほど新規と言われたんですけど、レース映像利用料の収入です  
よね。今年度から計上された理由を含めて再度教えてもらえますか。

村上公営競技事務所主任主事 民間ポータル会社の一つから提案がありまして、  
民間ポータル会社独自のウェブサービス、いわゆるスマートフォンなど  
のアプリの中で、通常のCS放送とは別に若者や初心者向けのオートレ

ース放送を行うことで、さらなる売上向上を図るよう現在調整中です。なお、競輪では既にサービスを開始しており、好評であると聞いております。山陽オート側で制作をした生のレース映像を基に加工して、民間ポータル会社が放送を行います。この映像使用料については、山陽オート側で制作をした生のレース映像の使用料となります。

中村博行委員長 いいことだね。今はそういう形のほうがいいね。

宮本政志委員 払戻しの時効収入がありますよね。あれが、昨年よりも売上げが上がっていますから、当然、200万円ぐらい上がっていますよね。委員会で多分、委員長だと思うんですけど、ファンに還元するということ、ちゃんと考えるべきじゃないかってことで、手だては考えられないですか。時効が増えれば、それは収入が増えますからという解釈もあるけど、どうにか時効を阻止して、少しでも払戻しをしようという努力はされませんか。

中村博行委員長 時効の収入がいいと言えればいいけど、ちょっと気になるところで、この改善策というものを考えていただきたいということだと思うんですが、答弁をお願いします。今まで時効ですよというのは投票権の裏に何か書いてある程度でしょ。それを例えば、場内に大きな看板を付けるとか。

長村公営競技事務所主任主事 正に車券の裏側に書いてあるところを本場で周知しているところなんですけども、それもプラスで周知していくと。今のネット投票が増えている中では、ネットに関しましては、基本的に時効にならずに自動で返還できるようなシステムを構築しておるんですけども、改めて周知徹底していきたいと思っております。

中村博行委員長 このページ、ほかにはよろしいですかね。

岡山明委員 土地貸付けとあるんだけど、これは売店とかの貸付料金なんですか。この土地と建物の金額は。

桶谷公営競技事務所長 基本的に、この土地建物貸付収入については、競走会を始め、各種売店の皆様にお貸しをしている貸付料金ということになります。ただいま御質問いただきました土地については、レース場の西側の土地を民間の方にお貸ししておりますので、土地については、その貸付料ということになります。

中村博行委員長 レース場の上の部分と西側の部分ですね。

岡山明委員 そうすると、建物の貸付けに関しては、400万円の収入があると。今はコロナの影響もあるんですけど、売店に対して幾らかコロナ対策として賃料を猶予するような形は何かあるんですか。

中村博行委員長 去年、何かあったような気がするね。

桶谷公営競技事務所長 令和2年度については、ただいま議員さんがおっしゃられたとおり、貸付料については、食堂は全額免除とさせていただいております。一方、令和3年度については、従来どおりの金額で使用料のほうを頂くという予算を組んでおります。

岡山明委員 前回は無償の貸出しで、今回は金額が入っているから、現状としては前回の無償というんじゃなくて、今回は有償で、今までどおりの賃料金を頂くと。貸付猶予はおかしいんだけど、コロナ対策の考えは、令和3年度はないということですか。

桶谷公営競技事務所長 基本的には、そこで使用収益をされて営業されておりますので、令和3年度については、従来の金額で契約をしたいというふうに思っております。

宮本政志委員　それで、この収入の分というのは、建物はどんどん古くなっていますけど、別段、そういったものは考慮せずに、ある程度定額で、ずっときているんですかね。

桶谷公営競技事務所長　定額で頂いております。

中村博行委員長　当初より値段は多少下がっているのかという話ですけど。

桶谷公営競技事務所長　基本的に食堂については、ずっと下げてきておるとい  
う経緯がございます。

中村博行委員長　5ページ、いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは  
12、13ページ。施設改善、スタンド改修も絡んでいるから、あとの  
ところでやりましょう。それでは次に行きましょう。14、15ページ。  
いいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）16、17ページ。

森山喜久委員　10節の需用費、消耗品費が昨年から700万円アップしてい  
ると思うんですよ。先ほど消音マフラー等の購入と言われたんですけど、  
それで全てということで理解してよろしいでしょうか。

長村公営競技事務所主任主事　ほとんどが消音マフラーの金額になっておりま  
す。

中村博行委員長　やはり回数が増えたということが大きいですか。

長村公営競技事務所主任主事　正に回数が増えて使用頻度が増えれば、落車等  
により使えなくなりますので、その分を補填するというのが、まず1  
点です。もう一つは、ナイターレースを9月に予定をしている中で、ミ  
ッドナイトよりも30名、40名程度多く走られますので、その分も含



めて手当てしていこうというところでございます。

中村博行委員長 使用頻度が多いということですね。

宮本政志委員 同じく需用費の燃料費、去年より100万円下がっていますよね。

桶谷公営競技事務所長 昨年度はミッドナイトレースを開催するレースの期間中は、選手の練習時間を含めまして、全て点灯しておりました。最近の傾向としましては、鳥対策というのもあるんですけど、操作のオペレーションに慣れてまいりましたので、発売期間中は照明を消灯しております。それによりまして、トータルで1日のレースで2時間以上消灯する時間がございますので、その分、燃料費は減らしております。

宮本政志委員 燃料は、市内業者からですか。

桶谷公営競技事務所長 そのとおりでございます。

高松秀樹委員 自家用発電機を据えていますよね。これは、職員が全部付けていますか、それともマスターでどこかで付くようになっているんですか。

長村公営競技事務所主任主事 自家発電は保守管理を委託しておるんですけど、1台ずつ発電機を立ち上げていただいております。照明の点灯は、マスターのコンピューターがありますので、職員が点灯するということです。発電機は1台ずつ、その場で点灯する形になります。

高松秀樹委員 以前、説明があったかもしれませんが、自家発電にした理由は何だったですかね。

桶谷公営競技事務所長 照明の電源を確保するには、大きく二つの手法がございます。

います。従来の商用電源から取る手法と自家用発電機から供給をするという2通りがございます。商用電源から取った場合は、停電をした場合に照明が消えてしまい、公正かつ安全なレースができませんので、自家発電で対応する手法を選択しております。

高松秀樹委員 停電のときにほかに発券機とかいろんな機器類があるじゃないですか。これも全部落ちるんですか。

桶谷公営競技事務所長 最低限、公正かつ安全なレースを確保するために、UPSとそれに連動した自家発というのは整備をしております。ただし、これらを現在設置しております照明機器をUPSにつなげて発電機を回すには容量が足りない状況でございます。

恒松恵子委員 12節の委託料で、日本写真判定への包括的民間委託料は、前年度予算と比べて売上げが増えているのに同額であり、結局、売上げの増額分は発売業務委託料で調整していると考えていいんですか。売上げが減ろうが増えようが、民間委託料は定額のままという契約ですか。

長村公営競技事務所主任主事 ただいま御質問いただきました内容が、正に契約自体は定額で6億2,000万円ではあるんですけども、年度が終わった決算の状況に応じて、売上げの増減の場合に双方で収益部分をプラスにする、差し引くということで、協議の場を持つというような契約形態となっております。発売業務委託料については、「当たるんです」の委託料になりますので、いわゆる包括的民間委託料とは別のものがございます。

恒松恵子委員 ということは、どの部分で増額されているんですか、日本写真判定には。増額分の予算がどこに当たるかお伺いしたいと思ったので。

桶谷公営競技事務所長 ただいま申し上げましたとおり、包括民間委託料の契

約書上に明記されている金額は6億2,000万円でございます。ただし、1年間が終わって、決算見込みを立てる中で、6億2,000万円、そしてうちの収益保証6,000万円を上回るような収支が出た場合には、それらを協議して双方で分配するということになりますので、結果的にこの6億2,000万円を上回ることもありますし、反対にそこまで売上げが伸びなかった場合には下回るという、そういった契約内容となっております。

中村博行委員長 要するに、包括的に民間委託料で調整をしているということ。ほかの部分の委託料については、固定された予算どおりで行くということですね。

森山喜久委員 包括的民間委託の関係なんだけど、何年ごとにやるんですかね、契約を。

長村公営競技事務所主任主事 現契約は、平成29年度から来年度までの5年間というふうになっております。令和3年度が契約最終年度となります。

中村博行委員長 5か年ということですね。

宮本政志委員 13節のリース料7,600万円というのが、ミッドナイトの照明の分でしたかね。

長村公営競技事務所主任主事 こちら側の債務負担行為を組んでおります8車8枠関係機器のリース料になります。照明とは別のものがございます。

宮本政志委員 このリースは何年ですか。

中村博行委員長 さっきしたけど、もう1回きちんと聞きましょう。

長村公営競技事務所主任主事 令和8年度に完済です。

中村博行委員長 これ、平準化したやつよね、何年か前に。7,600万円と  
いうことですね。

高松秀樹委員 委託料のインターネット投票業務委託料がありますよね。これ  
は4社で14億円ということなんですけど、この4社の社名と、どうい  
う仕組みで料金が発生をするのか教えてもらえますか。

村上公営競技事務所主任主事 4社を申し上げます。一つ目はギャンブーベッ  
ト、二つ目はオッズパーク、三つ目はチャリロト、四つ目はウィンチケ  
ットになります。委託料の額なんですけれども、各々の会社の売上げ掛  
ける料率となっております。料率は各会社で異なってくるんですけれど  
も、まずギャンブーベットが12.85%、オッズパークが12.8%、  
チャリロトが13%、ウィンチケットが12.8%となっております。

中村博行委員長 役務費の競走車運搬も、前から言っているんだけども、  
4,100万円ということで、これはボートのように道具一つで選手が  
移動できれば、こういったものがいらなくなると思うんですけれ  
ども、そういったことの協議はなされているんですか。

桶谷公営競技事務所長 現在、業界の中でそういった話は出ておりません。

中村博行委員長 このページはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）  
18、19ページをお願いします。先にスタンドの件に行きましょう。  
スタンドの説明をしっかりと1回してもらって、スタンドだけの質疑  
をやれるところはやっておきましょう。なぜこうなったのかとか。資料  
はないですね。19ページのスタンド改修に関わる場所がありますよ  
ね、12節の委託料の設計と、工事請負費の中のスタンド改修。やはり  
委員の中からも何でこういう形になるのかということが内々に出てい

ますので、その辺しっかりした説明をしてください。さっき概略は言われたんですけどね。

桶谷公営競技事務所長 スタンド改修については、令和2年度に全ての設計業務を終えまして、令和3年度から本格的な改修に入る予定でございました。その中で、令和3年度の具体的な内容としましては、スタンドの東側に位置しております一部の施設を先行解体という形で、解体することとしておりました。一方、東スタンドについては、東スタンド全部を取り壊して、新しくスタンドを造る予定としておりましたが、2月に開催させていただきました委員会の中でも説明をさせていただきましたとおり、最近来場されるお客様が大幅に減っていること、それからコロナ対策として換気設備を考慮した施設に見直すこととしまして、これらの設計業務を令和3年度で改めて見直しするための設計料、大きくはこの二つを計上させていただいております。こうした中、スタンドの実施設計に当たりまして、複雑な建物の構造と機器移設の困難さ、この2点が我々発注者側もそうですし、受注者側も想定していたよりも困難な状況ということが分かりましたので、ここは一旦立ち止まって、これらも含めて見直しをしていきたいということで、一旦令和3年度に計上しております関連予算については、全額減額をしたいということを考えております。

中村博行委員長 要するに、上程は一応されたわけですがけれども、大体そういうのが分かったのは、いつ頃ですか。

桶谷公営競技事務所長 具体的に、もうこれは期日内に間に合わないというのが判明したのは、2月下旬でございます。

中村博行委員長 2月下旬に発覚したという説明ですが。

高松秀樹委員 設計業務の落札日、落札業者名、落札金額、既に支払っている

ものがあるのかないのか、説明をお願いします。それと、これは基本設計と実施設計を落札したのか、何を落札したのか。

長村公営競技事務所主任主事 落札の業者名、落札率と何を落札したのかという質問というところで、落札業者は株式会社笹戸建築事務所でございます。落札率ですが、約40%でございます。当初の契約額が約2,600万円です。変更等を重ねまして現在の契約額が6,034万1,640円でございます。契約の内容としましては、基本設計及び実施設計を契約しております。落札日は平成31年2月6日でございます。支払額なんですけれども、契約当初の前払金として790万円、それから昨年度末に基本設計等の部分引渡しを受けておりますのが580万円で、合わせて1,370万円を支払っております。すみません。先ほど日付を申し上げましたが、落札日は平成31年2月5日でございます。失礼しました。

高松秀樹委員 落札したんですが、いろいろ配線とか難しくてできないということになったんだろうと思いますけど、オートとしては今後、どういう対応を取られる予定になっていきますか。

桶谷公営競技事務所長 基本的に受け取れるものと受け取れないものの成果品、その辺りの仕分を近々に行いまして、最終的には変更契約を結びたいというふうに考えております。この度の実施設計の中で一番、我々が想定した以上のものが判明をしましたのは、構造の複雑さと機器類の移設、う回、取り回し、この辺りが一番困難さを極めているところでございます。その背景には、既存の図面でなかなか正確なものがなかったというのが大きな要因の一つになっております。そういったもので、発注者と受注者が最大限の努力をしまして、成果品が納められる状況まで持っていければよかったですのですが、最終的にそこまで持っていけなかったということです。途中の過程としては、メーカー等にも問合せ等をさせていただきましたけど、細かい部分の詳細な図面等を入手することができま

せんでしたので、非常に残念ではございますが、こういった状況になったということです。

高松秀樹委員 図面等が入手できないと、業者のほうも、なかなか難しいですよ。しかし、スタンド改修するんですよ。このまましないんだったら、もういいですけど、するということは、また入札を掛けるわけじゃないですか。掛けたときに図面がない状態で、次はちゃんとできるということになるんですか。

桶谷公営競技事務所長 その辺りは一旦立ち止まって、こういった手法でこのスタンド改修をしていくのが一番いい形なのかということは、しっかり考えていきたいというふうに思っております。今回のスタンド改修の困難さの大きな要因の一つとして挙げられますのが、現施設を使用しながらスタンド改修をしていくということが大きな困難でしたので、そういった辺りも含めて、こういった形でスタンド改修を進めていくのがいいかというのは、改めて考えていきたいと考えております。

高松秀樹委員 参考までにお聞きしますが、落札金額2,600万円で予定額の40%だったということですけど、入札を入れた中で、最高の金額は幾らぐらいでしたか。

桶谷公営競技事務所長 最高金額は8,647万2,000円です。

森山喜久委員 落札日は平成31年2月5日ということなんですけど、当初の契約はいつからいつまでで、完成はいつの予定だったんですかね。

長村公営競技事務所主任主事 落札日の翌日の2月6日から令和2年2月28日までが当初契約でした。その後、今年度に掛けて繰り越した機器移設の設計業務等を含めて、契約を延伸していたというところなんです。

高松秀樹委員 基本設計分580万円は支払済みだということですが、基本設計はもう終了しているということですか。

桶谷公営競技事務所長 そのとおりです。

高松秀樹委員 今後、このスタンド改修の実施設計の入札を掛ける場合、基本設計は生きたまま入札になりそうですか。

桶谷公営競技事務所長 先の委員会でも説明をさせていただきましたが、東スタンドについては、規模を縮小することとしておりますので、使える部分と使えない部分が出てくるのかなというふうには思っております。

高松秀樹委員 ということは、次に入札を掛けるときは、同様に基本設計と実施設計の入札になるということですか。

桶谷公営競技事務所長 先ほど説明させていただきましたとおり、一旦立ち止まって、どういった手法でこのスタンド改修を進めていくのがいいのかというのは、慎重に考えていきたいというふうに思っております。その中の一つとして、これまでのやり方を踏襲してやっていくのがいいのか、あるいは、あくまでも一つの例ですが、性能発注的なものを取り入れてやるのかという辺りも含めて、検討していきたいというふうに考えております。

高松秀樹委員 580万円は基本設計の成果品を提出されたということで支払われたんですけど、前払金の790万円はどういうふうに考えたらいいですか。

桶谷公営競技事務所長 前払金の790万円については、この業務を実施する上で必要となる契約書に基づいての前払金という位置づけです。



高松秀樹委員　そこを教えてください。この業務をとというのは、基本設計、実施設計に掛かってくるんじゃないのかなと思って。それとも、基本設計の部分というわけじゃないですね、基本設計代はお金を払ったんで。790万円と580万円。この580万円は、もしかしたら、もう使えないかもしれませんよね。790万円の支払が妥当だったのかどうかというのをお聞きしているんです。

桶谷公営競技事務所長　現在、最終的な精算を行っておりますので、その中で必要があれば、それらの取扱いは慎重に対応していきたいというふうに思っております。

中村博行委員長　スタンドについては、また後日、審査をするようになると思いますので、そのとき、また奥深く審査をしたいというふうに思います。ほかにスタンドを除き、18、19ページで、あれば。

森山喜久委員　19ページの12節の委託料で、測量調査委託料という形の分で先ほど、第5駐車場の関係に触れられたと思うんですよ。その中で、地主との協議を含めて言われたと思うんですが、現在の状況はどうかか教えてもらえますか。

桶谷公営競技事務所長　駐車場については、これまで地権者の方と何度も顔を合わせて話をさせていただいております。また先月には、地権者全員にお集まりいただきまして、同じ一つの会場と言いますか、一つの部屋の中で皆さんと協議をさせていただいておる、そういった状況です。

宮本政志委員　地権者は何人ですか。

桶谷公営競技事務所長　地権者の方は5名です。

宮本政志委員　この5名の第5駐車場の借地料は年間幾らぐらいですか。

村上公営競技事務所主任主事 320万6,750円が令和2年度の借地料の金額となっております。

宮本政志委員 これは、早々に返還で決着がつくというふうに受け止めていいですか。

桶谷公営競技事務所長 その辺りを今、協議させていただいているところです。

宮本政志委員 何か想定される問題があるんですか。

桶谷公営競技事務所長 現在、交渉の過程の途中ですので、詳細な答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

中村博行委員長 本会議場で3月に交渉するというような答弁があったと思うね。3月末ぐらいだと。その辺、やっぱり詳しいところ、深いところまではなかなか答弁しにくいんだと思うんですが、言える範囲であれば、言っていただければと思いますが。

古川副市長 この駐車場の問題については、かねてからずっと議員に言われておりました。こういう借り方がよかったかどうかということのそもそも論もあるんですけど、ずっと合併してから常に言われてきた中で、やっと桶谷所長の代になって動き出したというところです。先日、1回説明会を行いまして、それでまた、今月もするというので、やはり今までの歴史がありますので、相手方の意見も聞きながら、いい調整どころに持っていきたいというふうに考えておきまして、今、相手の意見も聞いておりますので、その辺は桶谷所長が言った方向でいきたいと思います。また、今月の終わりにも会議を持ちます。そうした中で、早いうちにこの件についても、ここだけじゃないほかの第1から第4の駐車場とたくさんあるんで、こういうことがいいのかどうかは別にして、とにかく議

員からもずっとと言われておりますこの件については、今、一応動き出しました。話せるときになりましたら、また報告はさせていただこうと思いますので、その辺、桶谷所長が言った形で進めさせていただきたいと思います。

宮本政志委員 今までの経緯の前提で、詳細が話せなければ仕方ないんですけど、前に土地を返すときに原状回復、つまり田んぼに戻さないといけないと委員会でも言っておられましたよね。その辺の詳細を聞いていいですか。もしお答えできるなら。

桶谷公営競技事務所長 田んぼに戻して返還をしなければならないというわけではなく、目的物の返還義務に関する契約の中で、目的物の返還義務に関する条項がうたっています。その中で、地権者の方の要求があればというふうな、そういった文言でうたっていますので、要求があれば、水田の形に回復して返還をするということです。

高松秀樹委員 委員長も産建にずっとおられるから分かると思います。過去、そんな答弁じゃなかったですよ。田んぼに戻さんにゃいけないから、協議が整わないということだったと思うんですよ。それで委員会の中で、それは交渉したほうがいいですよと。田んぼに戻すより今の状況のほうがいいんじゃないかという交渉をしてくださいという話でずっと進んできて、副市長の言われるように、ここに来てこういう方向転換で、議会側としては非常にうれしい話なんですけど、若干何か答弁が違うような気もしていますが。

中村博行委員長 この辺の契約に関する文書というのはあるんですか。（発言する者あり）ないならいいので、あれば出してもらって。

桶谷公営競技事務所長 その当時の契約書の条項がどのようになっていたかというのは、ただいま手持ちに資料がありません。直近の契約では、その

ように、先ほど私が答弁したとおりの契約になっております。

宮本政志委員 最初の地主から、田んぼの状態でオートの駐車場にするからと  
いうことで借りた契約書自体はもう存在しないんですか。

桶谷公営競技事務所長 それは、保存年限を過ぎておりますので、存在して  
おりません。

宮本政志委員 50年ぐらい前になりますから、ありませんよね。そうすると、  
先ほどの地主の要求があれば田んぼに戻しますという、その根拠は何を  
根拠にして、地主から要求があったら田んぼに返さないといけないとな  
るんですかね。

桶谷公営競技事務所長 それは、双方が合意をした契約に基づいてということ  
になります。契約については、毎年度締結をしておりますので、毎年度、  
締結する契約に基づいて双方が履行していくという、そういった形にな  
ろうと思います。（発言する者あり）

森山喜久委員 ちょっと聞くんですけど、先ほど田んぼからオートの駐車場に  
する。50年以上前なんで、資料がないだろうというのは分かるんです  
けど、実際そのときに、農地転用の許可申請とかしているんじゃないか  
など。その転用の状況はどうなのかというのは、情報があるかないか教  
えてもらえますか。

桶谷公営競技事務所長 農地転用の手続はきちんと済んだというふうに承知を  
しております。

中村博行委員長 当然そうだろうね。

宮本政志委員 地主の誰か、当初の契約書を持っていませんか。それは確認し

てないですか。

中村博行委員長 直近の話合いかどうか分からないんだけど、契約書なりがあれば、委員会のほうに出してもらえますか。直近のものでいい。

桶谷公営競技事務所長 了解しました。

中村博行委員長 駐車場については、そうしたら3月の下旬ですか、そういった改正があった後に所管事務なりで委員会を開催しようというふうに考えております。それでは18、19ページ、いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）20、21ページ。（「なし」と呼ぶ者あり）そうしたら予算書を終わらまして、資料に入ろうと思うんですけど、ここで40分まで休憩します。暫時休憩に入ります。

---

午前10時30分 休憩

---

---

午前10時40分 再開

---

中村博行委員長 それでは、休憩前に引き続き審査を続けます。資料の1の1から見てください。それぞれ質疑を求めていきます。資料1の1で、先ほど説明されたとおりですが。いいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）1の2を見てください。入場者数。いいですかね。本場がちょっと心配だけどね。（「なし」と呼ぶ者あり）資料2の1を御覧ください。いいですかね。説明されたとおりですね。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは資料2の2ですね。これもいいですか。

岡山明委員 重勝式の成立件数はどうなっているか、確認したいんですが。

村上公営競技事務所主任主事 昨日3月14日時点なんですけれども、重勝式の成立数は、ミニが4,049回、メガが43回、ギガがゼロ回、合計

4, 092回となっております。

岡山明委員 ギガがまだ成立しないという状況で、今、半分ぐらい入っていませんかね。

村上公営競技事務所主任主事 ギガについてですけれども、まだ300口ぐらいしか入ってないんじゃないかと思われま。

森山喜久委員 確認ですけど、開催日数が33日ということで、先ほど説明の中で、3日間コロナで休んで、2日間台風でというふうに言われたんですけど、本来38日だったのが33日になったのか、33日のうち5日間が休みだったのか、それを教えてもらえますか。

長村公営競技事務所主任主事 令和2年度のもともとの予定日数は43日でした。先ほど説明した5日間を差し引いた38日が本年度の日数になるんですけども、お手元にお配りしております資料が2月末までの資料となりますので、昨日をもちまして38日の開催が終わっているということです。

中村博行委員長 それでは資料3。

岡山明委員 4ページの部分ですけど、総車券売上額と7掛式売上額という二つがあるんですが、どういうものか説明をしていただきたいんですけど。

村上公営競技事務所主任主事 総車券売上額についてなんですけども、一般的な車券と重勝式を含んだものが総車券売上額となっております。さっきも若干説明したんですけど、7掛式売上額については重勝式を除いた売上額となっております。

岡山明委員 そうすると、重勝式を除いた限りでは、飯塚と山陽に関しては1

日の売上げは大差ないという解釈でいいですかね。

村上公営競技事務所主任主事 7掛式については、岡山委員が言われているとおりです。

中村博行委員長 資料3。今年度は売上げがだんだん上がってきたけど、SGレースをしようというような話がありますか。

桶谷公営競技事務所長 SGを山陽場で引き受けるかどうかという質問だろうと思います。SGについては、向こう5年間に山陽場で引き受ける予定は今のところありません。

中村博行委員長 それと、新たにミッドナイトレースで大きいレースが予定されているようですが、ほとんど確定ですね。はい、了解です。それと、ミッドナイトの選手賞金について、選手からの要望があると思うんですけど、その辺の検討はされていますか。

長村公営競技事務所主任主事 ミッドナイトレースについては、来年度、出場手当が増額になることで業界決定されております。出場手当が1日2,000円増額ということになります。

中村博行委員長 選手の福利厚生というか、退職金制度もできるようだし、いいことだと思います。資料3はいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは最後の資料4。これで全体像が見えると思いますが、先ほど説明された内容です。下のところを見ると相当改善されているということで、よく分かります。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

藤岡修美副委員長 重勝式、あるいはインターネット投票、ミッドナイトレース等々で売上げは伸びてきているんですけど、ただ、業界全体でこれから人口が減りますよね。2040年問題を一般質問させていただいたん

ですけど、その辺の影響で、何か売上げがだんだん減っていくというような分析は、公営ギャンブル全体に通じると思うんですけど、オートレースで、そういった分析されているようなものがあれば。

中村博行委員長 ただ、コロナ禍になって、こういう業界が皆伸びているのは予想外で。人口問題含めて、そういう協議はしていますか。

桶谷公営競技事務所長 業界の中では、いろいろ分析をして売上げを伸ばす方向で目標値なんかも設定して、業界一丸となって取り組んでおりますけど、ただいま御質問いただきましたように、人口が減っていくのを想定して売上げがどうこうという議論には今のところなっておりません。

中村博行委員長 それでは、後日審査がありますので、質疑の途中ですが、この議案については継続審査としたいと思います。よろしいでしょうか。  
(「はい」と呼ぶ者あり) それでは、ここで職員入替えということで、休憩にします。11時から開催しますので、よろしくお願いします。

---

午前10時48分 休憩

---

---

午前11時 再開

---

中村博行委員長 それでは休憩前に続き、委員会を続けます。審査番号2番、議案第10号 令和3年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について、説明を求めます。

高橋都市計画課長 議案第10号令和3年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について、説明します。予算書の3ページ、4ページをお開きください。予算総額は、歳入歳出とも2,933万8,000円です。初めに、歳入について説明します。予算書の10ページ、11ページをお開きください。予算書と併せまして、先月2月25日の補正予算の説明時



に見ていただいたA3横の参考資料の令和3年度の欄も御覧ください。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目駐車場使用料は、新型コロナウイルスの影響を考慮し、765万4,000円としております。1節駐車場使用料の主なものとしましては、通常の駐車場使用料600万円、定期駐車券分150万円などです。2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、令和2年度繰越見込額によりまして、2,163万9,000円としております。3款諸収入、1項雑入、1目雑入は、自動販売機の電気料4万5,000円としております。次に、歳出について説明します。予算書の12ページ、13ページをお開きください。1款駐車場事業費、1項駐車場管理費、1目一般管理費は918万9,000円としております。主なものとしましては、10節需用費の電気代など、光熱水費54万円、設備の修繕料144万4,000円、13節使用料及び賃借料の機械器具借上料554万4,000円です。この機械器具借上料は、出入口2か所のゲート及び精算機などの設備のリース契約に係るものです。2款予備費、1項予備費、1目予備費は2,014万9,000円を計上しております。説明は以上です。御審査のほど、よろしく申し上げます。

中村博行委員長 それでは説明が終わりましたので、質疑を求めます。まず、10、11ページ。手元にも資料がありますが、説明はいいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）御覧くださいということみたいなので、利用状況の資料もありますね。補正のときもいろいろ聞きましたけど、ほとんど同じ内容ですね。歳入はA3の資料も含めて見てください。歳入はこれだけですけど、ほかに歳入で何か新たに設けるような企画というのがありますか。以前、広告看板をすることで、なかなか条件が整わないということがあったと思うんですけれども、そういった検討というのはいかがでしょうか。

高橋都市計画課長 屋外広告物については、この厚狭駅南口駐車場については、広告設置者から申出があれば許可できるという案件になっております。

中村博行委員長 今後、そういった活用というのは、これから検討されますか。

高橋都市計画課長 今たちまち、その屋外広告物業者にPRしていこうというのはありませんが、貴重な収入財源になりますので、その辺のPRをどうしていくかは少し考えていこうかと思っております。

中村博行委員長 これだけ使用料が減額ということがありますので、検討してください。歳入はいいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは歳出で、12、13ページ。

岡山明委員 駐車場のスペースなんですけど、障害者用のスペースが何台あると思うんですが、何台あるのかと、台数に対して割合が決まっているかどうか、確認したいんですが。

高橋都市計画課長 供用開始しております舗装部分については、身障者駐車場が5台あり、それ以外の駐車枠が185台あります。全体の利用者数から適切な台数を確保しているという状況です。

岡山明委員 整地してない草地のような状況のところも含めたトータルじゃなくて、整地した部分で5台が正解ということですか。

高橋都市計画課長 今言われます未舗装部分については、合計190台の台数にカウントしておりませんので、あくまで舗装してあります駐車スペースが全190台分ありますが、そのうちの5台を身障者用の駐車場としているということです。

岡山明委員 5台と言われましたけど、身障者用の台数というのは、どういうことで5台と決めているのか聞きたいんですが。

高橋都市計画課長 これについては、福祉のまちづくり条例を基本にしておりまして、それに目安が書いてありますので、それを基準にしております。

岡山明委員 まちづくり条例という話がありましたが、これは関係ないですけど、スーパーとかは台数をお店によって決めるという状況ですか、それともまちづくり条例で決まっているんですか。

高橋都市計画課長 この福祉のまちづくり条例というのは山口県の条例になっておりまして、基本的には公共施設に限ったものではありませんので、民間事業者が駐車場を造るときには、それを参考にされるというふうに考えております。

中村博行委員長 本会議場で質問があったので、もう1回確認しておきますけど、機械器具の安全性というか、防犯に対して特別に何かされているわけですか。本会議場では、数年前事故が起こって、それ以後、事故はないということだったんですけども、そういうことに対して予防されているかどうか。

高橋都市計画課長 残念ながら、平成28年度に2回ほどそういった事故がありました。今設置してあります精算機とかゲート設備については、平成30年11月から新しい機械になっておりますので、それを導入する際には、防犯上のセキュリティが厳しいような形で設備を造っております。詳しい内容については防犯上のことがありますので、説明は省略させていただきます。

中村博行委員長 分かりました。

高松秀樹委員 今、委員長が言われた事故をもう少し詳しく、どういう話なのか教えてください。

高橋都市計画課長 平成28年10月5日と、同じく10月31日に、恐らく同じ犯人と思われる者が未明時刻にゲートの精算機をバールでこじ開けまして、お金が入っていると思われるところを破壊して、現金を盗んだということです。

中村博行委員長 もう、それは全部刑事関係で終了しているわけですか、犯人が逮捕されたとかで。

高橋都市計画課長 その後、時期ははっきり覚えておりませんが、大阪の西成警察署から厚狭駅南口駐車場で事件を起こしたと思われる犯人が捕まりましたという連絡を受けました。全国各地で同様の事件をやっているということで、これが起訴案件になっても、もっと大きい駐車場での被害事故があるということで、この厚狭駅が対象になるかどうか分かりませんということでした。ただ、本市は現金若しくは設備については保険に入っておりますので、この事件があった段階で速やかに保険請求をして、現金の補填、それから設備の修繕は行っております。

高松秀樹委員 補償があったということで、被害金額が幾らだったのか。あと、修理が幾らぐらい掛かったのか、教えてもらえますか。

高橋都市計画課長 10月5日については、現金が16万7,000円、それから精算機を壊されたので、その修繕料が45万8,914円。次に、10月31日は、現金の被害はありませんでしたが、同じく施設の被害を受けましたので、その修繕金額が25万8,930円です。

高松秀樹委員 これ、監視カメラは付いているんですかね。

高橋都市計画課長 出入口は今2か所ありますが、出入口部に監視カメラは付けております。精算機の部分も写っております。

高松秀樹委員 頂いた資料に手数料が三つ出ているんですが、それぞれどういう内容か教えてもらえますか。

高橋都市計画課長 歳出の手数料でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）  
この窓口収納手数料と組み戻し手数料と訂正手数料についてですが、これについては駐車場の使用料を指定金融機関の山口銀行で支払われる際に発生する手数料になります。それで窓口収納手数料については、市が発行しました納付書で払われる際に発生するもので、組み戻しと訂正については、何らか先方が振り込まれる際にミスがあるとか、そうしたときに組み戻しという作業と訂正が生じたときに発生する手数料ということです。

高松秀樹委員 機械器具借上料で、ゲート管理システムリースとありますよね。  
6年リースで、令和3年度が6年目ですが、これ7年目はどうなりますか。

高橋都市計画課長 契約書の中には、この6年のリースが終わったら、双方で話し合うという形になっておりますが、今想定しておりますのは再リースを予定しております。再リースになりますと、現在の考え方なんですが、ひと月相当分ぐらいで再リースできるのではないかとというふうに聞いております。

中村博行委員長 安くなるということね。

高松秀樹委員 通常リース期間が終わると、再リースを組むのか、それとも買取りするのかという2通りなんですが、いろんな問題で12か月を1か月分で再リースできるということで、そっちに行くということなら、次から基本的な考え方は再リースで行くということでしょうか。

高橋都市計画課長 詳しく申し上げますと、契約書の中に賃貸借期間終了後の

処置というものがあまして、その中に、再賃貸借期間が終了した場合は双方協議の上契約事項を決定すると書いてあります。それで、現段階では再リースを考えておりますが、金額によっては買取りという選択肢もあると思っておりますので、リース契約が切れる前には事業者と協議をしたいと思っております。

中村博行委員長 ほかよろしいですかね。補正でもやりましたから、いいですね。それでは質疑を打ち切ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論はありませんので、採決に移ります。議案第10号令和3年度山陽小野田駐車場事業特別会計予算について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがいまして、議案第10号は可決すべきものと決しました。それでは審査番号の3番、議案第33号山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。最初に、この件については、議案についての訂正の請求がありましたので、資料は委員の皆さんのお手元に届いていると思っておりますが、この議案の訂正についておわび、説明がありますので、そこを執行部からしてください。

森弘建設部長 おはようございます。議案に不備がありましたので、説明します。令和3年2月22日に提出しました議案第33号山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、不備がありました。誠に申し訳ありません。内容については、お手元に配付しました事件の訂正の請求についてのとおりです。訂正の理由及び内容は、別表18の6の項、備考中の改正において誤りがあったため、訂正するものです。訂正前の「登録建築物調査機関」を、訂正後は「登録建築物エネルギー消費性能判断機関」に訂正したいので、山陽小野田市議会会議規則第1

8条の規定により、請求をします。以上です。不手際な議案の提出の仕方でお迷惑をお掛けして、申し訳ありません。以上です。

中村博行委員長 訂正、おわびがありました。全般的に、これについては、本会議場で改めて市長からおわびの言葉があるというふうに聞いておりますので、審査に影響する内容ではないという判断から通常審査にしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。それでは、議案第33号について、説明を求めます。

高橋都市計画課長 今、部長が説明したとおり不手際がありまして、皆様には多大なる御迷惑をお掛けすることになりました。大変申し訳ありません。それでは、議案第33号山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について説明します。別途、提出しておりますA4横の審査資料も御覧ください。今回の改正は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、通称ですが、建築物省エネ法と言われております。これの一部を改正する法律が令和元年5月17日に公布され、令和3年4月1日の施行に伴い、法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定、法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定申請、法第12条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定及び変更適合性判定、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更、法第34条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定、法第36条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定、法第41条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定において、申請手数料を改正するものです。改正の概要としましては、省エネ基準への適合を建築確認の要件とする特定建築物の規模について、非住宅部分の床面積の合計の下限が2,000平米から300平米に引き下げられまして、中規模建築物にも基準適合事務の対象範囲が拡大されたためです。なお、認定等に係る申請手数料の金額については、山口県と同額としております。説明は以上です。審査のほど、よろしくお願ひします。

中村博行委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ろうと思います。結構、厚いし、議案書があると思いますけども、一通り、目は通されていると思いますけども、その中で、質疑を求めます。

岡山明委員 ちょっと確認させてもらいます。今回の議案第33号なんですけど、建設業エネルギー消費能力の向上に関する法律と、もう一つが都市の低炭素化の促進に関する法律と、二つの条例があって改正するという状況なんですけど、これで山陽小野田市の中に該当する施設というのは、公共施設も含めてありますか。

國川建築主任技師 新たに省エネ適合義務の対象となりました規模の建築物の届出は過去3年で1件ありました。低炭素の認定については、1年で約10件申請が出ております。

岡山明委員 1件該当するのはあるということですね、大体どういう建物か分かれば教えてください。

國川建築主任技師 令和2年3月に申請されています事務所で、床面積が468平米の建物になります。(発言する者あり)企業から出されたものです。

中村博行委員長 ちょっと大きいところでね。

岡山明委員 今、民間はお聞きしたけど、公共施設は該当する施設はないということですね。

國川建築主任技師 お手元の資料を見ていただけますか。今回、建築物は300平米以上で適合義務が課せられるようになりましたので、300平米を超える建物については全て適合していただく義務があります。

中村博行委員長 法律の改正と山口県と同額ということですね。その辺、問題



があれば。ほかいいですかね。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、討論ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論ありませんので、採決に移ります。議案第33号山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 はい。全員賛成です。したがって、議案第33号は可決すべきものと決しました。それでは、引き続いてまいります。審査番号4番、議案第34号山陽小野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を求めます。

高橋都市計画課長 議案第34号山陽小野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明します。別途提出しておりますA4縦の厚狭駅南桜二丁目地区、地区計画の概要も一緒に御覧ください。この度の新たな地区計画の設定については、昨年9月の本委員会におきまして「厚狭駅南部地区のまちづくりについて」というタイトルで説明させていただきました内容になりますが、昨年5月に改訂しました厚狭駅南部地区まちづくり基本計画に基づきまして、多世代が交流できる良好な住環境の形成を図るため、河川沿いの快適な歩行者空間及び多世代の交流の場となる公園を確保し、中低層住宅地に応じた土地利用の誘導等を行うために、所要の改正を行うものです。今回の条例改正については、船越地区、小野田・楠企業団地地区に加えまして、3地区目となります厚狭駅南桜二丁目地区を地区整備計画区域に追加するものです。追加します厚狭駅南桜二丁目地区は、厚狭駅南部地区内のコンパクトなまちづくりモデル事業地区の約7.8ヘクタールのエリアで、北側を中低層住宅地区、南側を低層住宅地区としまして、それぞれの地区に建築してはならない建築物、敷地面積の最低限度、建築物の高さの最高限度などを定めるものです。地区計画の決定告示は令和3年4月1日を予定しております。説明は以上です。審査のほど、よ

ろしくお願いします。

中村博行委員長 それでは、質疑を求めます。具体的に細々と建屋などが記してあります。皆さん、一般質問等々でやられたんで、何かあればと思いますが。よろしいですか。市の環境保全条例との兼ね合いというのは何かありますか。

高橋都市計画課長 景観条例のことですか、それとも環境保全条例と言われましたか。（「景観かな、そういった条例があったと思うんですけど。」と呼ぶ者あり）まず山陽小野田市は現在、景観行政団体にはなっておりますが、景観条例については、今後策定していこうということで、まだ策定しておりません。

中村博行委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切り、討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないので、採決に移ります。議案第34号山陽小野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって、議案第34号は可決すべきものと決しました。それでは、ここで一旦休憩に入ります。次は40分から始めたいと思いますので、お願いします。それでは、休憩に入ります。

---

午前11時30分 休憩

---

---

午前11時37分 再開

---

中村博行委員長 休憩前に引き続きまして、委員会を続けます。審査番号5番、議案第18号令和3年度山陽小野田市下水道事業会計予算について、説明を求めます。

井上建設部次長兼下水道課長 説明の前に、本日お配りしております委員会資料の確認をさせていただきたいと思っております。資料のそれぞれ右肩に資料番号を付しております。まず資料1として、1ページに令和3年度山陽小野田市下水道事業会計予算について。1枚めくっていただいて、資料2としまして、公共下水道事業整備状況。そして資料3としまして、3ページから10ページまで、令和3年度の下水道事業の工事予定箇所をお配りしております。それでは、議案第18号令和3年度山陽小野田市下水道事業会計予算について、説明します。予算書の1ページをお開きください。第2条の業務の予定量については、令和3年度の下水道事業活動の基本的目標として定めるものです。各数値については、御覧のとおりです。(4)の主要な建設改良事業については、本年度も投資効果の高い大型団地への下水道整備を進めるとともに、処理場の長寿命化工事を行う予定としております。工事の詳細は、後ほど説明します。次に、第3条の収益的収支と第4条の資本的収支については、予算明細書のほうで説明をしますので、予算書の22ページをお開きください。では、まず収益的収入及び支出の収入です。22ページ、1款下水道事業収益は前年度から2,861万8,000円増の19億1,188万4,000円としております。主な内訳としまして、1項営業収益1目下水道使用料は、普及率アップや南平台の下水道接続などによる増収を見込み、前年度から1,425万2,000円増の6億7,575万2,000円としております。2目雨水処理負担金1億1,434万8,000円は、雨水処理経費に対する一般会計からの繰入金です。2項営業外収益2目他会計負担金6億4,023万9,000円は、国の繰出基準に基づく一般会計からの繰入金です。続いて、3目他会計補助金3,015万6,000円は、財源不足を補うための一般会計からの繰入金です。4目国庫補助金150万円は、農業集落排水施設の補助事

業に係る農山漁村地域整備交付金です。5目長期前受金戻入4億4,268万円は、固定資産の減価償の財源となった国庫補助金等を収益化するものです。次に、23ページの支出ですが、下水道事業費用は前年度から4,130万9,000円増の18億8,065万円としております。主な内訳としまして、1項営業費用1目管渠費は下水道管渠やマンホールポンプ場等の維持管理に要する経費です。施設等維持管理委託料の増額などにより、前年度から978万8,000円増の5,503万4,000円としております。続いて、24ページをお開きください。2目ポンプ場費は、雨水及び汚水中継ポンプ場の維持管理に要する経費です。修繕費の減額等により、前年度から359万3,000円減の2,157万8,000円としております。続いて、3目処理場費は、小野田及び山陽水処理センター、そして2か所の農業集落排水施設の維持管理に要する経費です。管渠費と同様に、施設等維持管理委託料の増や小野田西農業集落排水の廃止に伴い、使用しなくなる処理場の汚泥引抜き等の予算を計上したため、前年度から3,456万7,000円増の3億2,810万円としております。25ページの4目水質管理費は、処理場の水質管理に係る経費となります。水質検査業務の一部を処理場維持管理委託に含めたことにより、前年度から121万5,000円減の122万8,000円としております。続きまして5目の総係費は、一般管理に係る人件費や事業活動全般に係る経費となります。水道局に対するシステム改修負担金の減等により、前年度から81万6,000円減の6,975万4,000円としております。続いて、26ページをお願いします。26ページの6目減価償却費は、令和2年度の取得資産を反映して、11億5,432万2,000円を計上しております。続いて7目資産減耗費は、令和3年度の処理場改築工事に伴う機器の除却及び小野田西農業集落排水施設の機器の除却に要する費用として、3,927万5,000円を計上しております。2項営業外費用1目支払利息及び企業債取扱い諸費は、企業債に係る支払利息の減に伴い、前年度から2,923万8,000円減の2億619万3,000円としております。4項の予備費については、災害等に備え

るため、前年度から300万円増額をしております。以上、これら収益的収支の結果を18ページに、税抜処理をしました予定損益計算書を掲載しております。下から3行目のところですが、令和3年度の予算におきましても、当年度の純利益は発生しておりません。27ページに戻っていただきまして、次は、資本的収入及び支出についての説明をさせていただきます。まず収入ですが、1款資本的収入は前年度から3億1,799万6,000円減の13億6,658万2,000円としております。建設改良費の減に伴い、その財源である1項1目企業債は前年度から1億6,450万円減の6億4,960万円とし、3項1目国庫補助金は1億6,559万円減の2億8,183万円としております。2項1目他会計出資金4億1,915万2,000円は、企業債の元金償還金や建設改良費に対する一般会計からの繰入金になります。続きまして、28ページをお開きください。支出です。1款資本的支出は、前年度から3億583万9,000円減の21億4,207万3,000円としております。1項1目公共下水道建設費は、国の三次補正に関連した令和2年度3月補正の事業費の前倒しと大型団地の接続に集中した事業とした結果、前年度から3億3,664万1,000円減の7億1,344万8,000円としております。2目有形固定資産購入費100万円は、下水道整備に係る土地購入費を計上しております。2項1目企業債償還金は、前年度から2,930万2,000円増の14億2,562万5,000円としております。以上の結果、1ページに戻っていただきまして、第4条、括弧書きの資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7億7,549万1,000円については、損益勘定留保資金等により補填することとしております。また、資本的収支の結果は、16ページ17ページ、こちらにあります予定貸借対照表に反映をさせていただきます。令和3年度の建設改良事業によって形成される資産は、16ページの資産の部、1固定資産(1)有形固定資産の各項目に計上しております。その資産形成の財源となる企業債については、17ページの負債の部、3の固定負債(1)企業債に計上し、国庫補助金は、5の繰延収益の(1)長期前受金に計上しております。なお、令和3年

度末の企業債の残高は、その同じ17ページの3固定負債の企業債と、その下4の流動負債の企業債の合計158億101万円となり、前年度から7億7,602万3,000円の減となる見込みとなります。続きまして、2ページを御覧ください。2ページ、第5条は債務負担行為について定めるものです。令和3年度は小野田、山陽水処理センター及びポンプ場維持管理委託契約の更新を予定していることから、その期間及び限度額を設定しております。契約期間は令和3年度から令和6年度までの3年間とする予定です。第6条は、予算に計上した企業債について、その起債の目的や限度額等を定めるものです。第7条は、一時借入金の限度額を5億円と定めるものです。ちなみに、令和2年度の実績はございません。第8条は、予算の各項間の流用ができる場合を定めるものです。第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を定めております。第10条は、一般会計からの補助金を定めるものです。以上が議決の対象となる令和3年度下水道事業会計予算の説明となります。3ページ以降は、予算に関する説明書になります。ページをめくっていただいて、4ページから6ページの予算実施計画は、先ほど説明しました予算を目レベルで整理したものです。なお、別途お配りしております委員会資料1のほうに、昨年度予算と比較した表や一般会計繰入総額などを整理しておりますので、参考にさせていただきたいと思います。続きまして7ページの予定キャッシュフロー計算書は、1年間における現金の動きを表したものです。8ページから10ページまでは、給与費明細書を掲載しております。11ページは、債務負担行為に関する調書です。12、13ページは、令和2年度の最終補正後の予定貸借対照表になります。続いて14ページは、同じく令和2年度最終補正後の予定損益計算書を掲載しております。最後に20ページですが、セグメント報告書として、公共下水道事業と農業集落排水事業それぞれの営業収益等を表しております。御案内のとおり、令和3年4月1日から小野田西農業集落排水施設を公共下水道に統合することとしておりますので、それを反映しております。予算の説明としては、以上になります。最後に、令和3年度の予定工事について、説明をさせてい

たきます。委員会資料の3のところを御覧ください。位置図になりますので、横開き、向きをちょっと変えていただけたらと思います。まず管渠建設事業については、本市の管渠整備の基本方針である投資効果の高い大型団地、具体的には上の郷、青葉台、南松浜の各団地を接続するための路線を最優先の整備路線と位置づけ、管きよを延伸するものです。まず3ページの左の真ん中辺り、5. 高千帆11号汚水幹線管敷設工事ですが、こちらは上の郷を接続するための管きよを整備するものです。上の郷は、令和4年度、接続完了予定です。同じく3ページ左の上のほう、上部に7. 小野田西1号汚水枝線管理設工事というのがありますが、こちらは青葉台を接続する管渠を整備するものです。令和3年度のこの工事で、青葉台の公共下水道接続が完了します。続きまして7ページ、一つしかありませんが、真ん中、6. 南部15号汚水圧送幹線管理設工事は、南松浜団地を接続するための管渠を整備するものです。南松浜団地は、令和5年度、接続完了予定です。以上が主な管渠建設事業ですが、そのほかに普及促進を目的とした10路線の管渠の整備を市内で予定しておるところです。ただいま説明しました管渠建設事業を実施した結果、資料2の一番下にありますとおり、令和3年度の予定普及率は58.1%となる見込みです。次に、処理場ポンプ場の建設事業について、説明します。ストックマネジメント計画に基づき、小野田水処理センターの送風機の改築更新工事を実施します。図面としましては、5ページになります。詳細設計と改築工事を予定しております。最後に耐水化計画策定事業について、簡単に説明をします。近年、全国各地で豪雨等による水害が頻発し、河川からの氾濫や内水氾濫の発生により、下水道施設が浸水して、市民生活に多大な影響を及ぼしていることから、国は下水道管理者に対し、河川氾濫等の災害時においても、一定の下水道機能を確保し、下水道施設被害による社会的影響を最小限にするため、被災リスクの高い下水道施設について、対策浸水深や対策箇所を優先順位を明らかにした耐水化計画を令和3年度までに策定するよう求めてまいりました。本市におきましては、先ほどの令和3年度予定箇所の3ページの右下にあります高千帆汚水中継ポンプ場と9ページの真ん中ほどにあります厚

狭汚水中継ポンプ場が検討すべき施設に該当するため、この2か所におきまして耐水化計画を策定するための業務委託を予定しております。以上、令和3年度下水道事業会計予算の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

中村博行委員長 説明が終わりましたが、ここで午前中の審査を一旦閉じまして、質疑については、午後の審査になりますが、午後は水道関係が終わった後の審査になりますので、よろしく申し上げます。それでは、ここで午前中の審査を閉じます。午後は13時から再開しますので、よろしく申し上げます。

---

午前11時58分 休憩

---

---

午後1時 再開

---

中村博行委員長 休憩前に引き続きまして委員会を再開します。それでは審査番号でいうと8番になりますが、議案第16号令和3年度山陽小野田市水道事業会計予算について審査をします。執行部から説明してください。

今本水道事業管理者 それでは、議案第16号令和3年度水道事業会計予算の概要について、説明します。予算書1ページをお開きください。第2条の業務の予定量については、記載のとおりです。(4)の年間有収水量は、令和元年度決算実績の97.3%を見込んでおります。(5)の主要な建設改良事業については、後ほど説明します。予算書第3条の収益的収入及び支出の予定額についてですが、収入の合計は14億8,714万円となっております。また、支出合計は13億7,540万5,000円を計上し、結果、単年度において税処理後6,279万1,000円の利益が生じる編成となっております。予算書2ページを御覧ください。上のところ、第4条の資本的収入及び支出の予定額についてですが、資本的収入では、上



水道企業債として3億6,130万円の新規借入を行い、収入総額は3億9,842万1,000円となっております。支出総額は9億6,906万9,000円を計上し、これらの財源となります企業債等の外部資金を調達しても、なお差引収支で5億7,064万8,000円の不足金が生じますが、この対応は第4条予算本文記載のとおり、建設改良積立金1億1,783万3,000円を取り崩して補填することとしております。ほか詳細は、副局長から説明させます。

原田水道局副局長 それでは、管理者の概要説明に続いて、予算書2ページを説明します。第5条予算は、起債の限度額等の設定です。限度額は、3億6,130万円としております。第6条予算の一時借入金限度額3億円は、あくまで枠取りで、近年借入実績はありません。第7条予算は、流用可能な項目の設定ですが、予算執行の円滑化と事業運営に柔軟性を持たせるものです。3ページに移りまして、第8条予算は職員給与費等の流用禁止経費です。第9条予算は、一般会計からの繰入金となっております。第10条予算は、たな卸資産の購入限度額の設定で、これらは予算書への記載が法定で義務づけられているものです。なお、職員給与費については、予算書10ページの給与費明細書を御覧ください。一般職員と会計年度任用職員の給与費等を合わせた総額については、前年度当初予算と比較して、2,089万2,000円の増額となっております。これは、令和3年度において退職者3名を予定しており、それによって生じる退職給付費、及び工業用水道事業会計から職員1名を水道事業会計に異動する予定を反映したことによるものです。職員数については増減が生じておりませんが、これは前年度当初予算において、年度途中から育児休業取得職員の復職を予定していたところ退職したため、1名減となり、結果、1名減1名増の増減なしとなっております。それでは予算の内容について、説明します。予算書21ページを御覧ください。あわせて、別途配布のB4資料を御覧ください。このB4資料のほうは、収入・支出とも性質別にまとめており、税抜額も併記しております。予

算書21ページの1段目を御覧ください。水道事業収益は、当年度予定額が14億8,714万円となり、前年度当初予算との比較で、6,526万6,000円の減額となっております。3段目の給水収益については、新型コロナウイルスの影響による有収水量の減少を加味しまして、予算書に記載はしておりませんが、令和元年度の実績額と令和3年度予算との税抜比較で96.3%程度を見込んでおります。このほかの収入としましては、予算書21ページの上から6段目ですが、受託工事収入として、下水道工事に伴う給水管移設費用について下水道会計より収入を見込んでおります。その下にあります、その他営業収益におきましては、その中にあります他会計負担金で、消火栓の維持管理等に係る費用について一般会計からの収入を見込んでおります。その下にあります上水道営業外収益の中の長期前受金戻入と、予算書22ページ下から3段目の過年度損益修正益については、補助金等を原資として取得した資産の減価償却に伴う収益化額であります。これらには現金の裏付けがありません。また、簡易水道が令和2年度末に上水道に統合されることから、令和3年度予算より、簡易水道に関する予算項目については、廃項としております。これらについては、予算書右端の附記欄にも記載をしております。そのため、令和3年度予算から、統合された簡易水道の収入や支出については、上水道に組み込んでおります。続きまして、支出の部ですが、ここではB4の資料を中心に説明します。予算書では23ページ以降の内容となります。資料の右側が前年度当初予算との差額となっております。まず、支出内訳の中の人件費を御覧ください。先ほど申しましたとおり、大幅増となっております。一方、その他の経常経費については全般的に減額となっており、中でも委託料、修繕費及び負担金の減少額が大きくなっております。まず委託料については、令和2年度に水管橋・配水池における耐震診断業務を税抜で6,242万円を予定していたため、令和3年度は大幅減となっております。修繕費については、下水道及び国道関連の移設工事が皆減となり、また浄水場における予定修繕が減少したため、減額となっております。負担金については、厚東川ダム・宇部丸山ダム双方において関連事業費が減少したた

め減額となり、加えて、過去に水道局在籍し一般会計に異動した職員に対する一般会計への退職給付金の負担金が皆減となったことで、減額となっております。これらの費目を中心に、費用全体が大きく減額したため、控除対象となる支出に係る仮払消費税が減少しますので、消費税納付額は増額となっております。各費目の説明については、予算書の23ページ以降の附記欄にも記載がありますので、読み取りをお願いします。次に、またB4の資料に戻りまして、上段の表を御覧ください。先程の説明から、令和3年度予算の税込みの支出合計は13億7,540万5,000円となり、前年度当初比較では、税込みで9,303万8,000円の減となります。次に、資本的収支については、予算書28ページを御覧ください。中段の支出の部から説明します。まず支出の項目の一段目の資本的支出については、当年度予定額が9億6,906万9,000円となっております。その下の上水道建設改良費については支出総額が5億7,588万8,000円となっており、前年度比較で1億1,730万円減額となっておりますが、この主な原因は簡易水道を令和2年度末に水道事業に統合する事業が完了したため、費用が皆減となったことによるものです。支出の詳細を説明します。下から3段目の浄水場施設整備事業費についてですが、令和2年度に新型コロナウイルス感染症防止のため延期した事業として、高天原浄水場における直流電源装置の更新、PACタンク2基の更新及び監視カメラ設備の更新工事を予定しております。次に、表の最下段を御覧ください。送水施設改良事業費として、山川送水管の仮設工事を1本予定しております。29ページの上段を御覧ください。配水施設費は、前年度当初予算より7,200万円余りの増額となっております。具体的な工事の内容については、B4資料の3ページ目を御覧ください。令和3年度の配水施設工事の主な目的については、老朽管路の更新と耐震化のみならず、配水管網の整備や基幹管路の構築、漏水や赤水発生抑制等です。配水管網の整備や基幹管路の構築を目的としたものが、No.2の日の出二丁目における湾岸線新設や、No.7及びNo.9の厚狭駅周辺、それからNo.10のくし山地区の改良工事であり、大口径管の布設は管の口径を大きくする工事

を行います。また、県道工事に伴いまして、No.3のJR南小野田駅周辺の道路拡幅工事や、No.4の有帆地区の新橋橋梁工事に関係する配水管の改良を行います。その他の工事については、漏水や赤水発生の抑制を目的として、管路の更新を行うものです。これらにより、配水管新設工事1本、配水管改良工事19本及び設計業務委託を予定しております。予算書29ページ中段を御覧ください。その他の経費については、事務費、営業設備費に加えて、企業債償還金等となっております。これらの投資の財源となります資本的収入については、予算書28ページ上段になります。資本的収入の当年度予定額は、3億9,842万1,000円となります。その下の上水道企業債は、建設改良工事の財源として3億6,130万円を予定しております。その下にあります、上水道長期前受金では、工事負担金として、下水道工事に起因する水道管移設補償金と消火栓設置等の一般会計からの負担金収入を予定しています。移設補償金は原因者負担であり、消火栓経費は、水道法及び公営企業法上で「独立採算の例外」として、一般会計で負担することが規定されているものです。ここで、B4資料の下段のところを御覧いただけたらと思います。

2、資本的収支の表の令和3年度（B）の税込みの欄を御覧ください。収入3億9,842万1,000円から支出9億6,906万9,000円を差し引いた結果、資本的収支の資金不足額は、5億7,064万8,000円になります。この不足額に対する補填財源は、表の下に記載のとおりです。4条消費税及び損益勘定留保資金だけでは足りませんので、建設改良積立金1億1,783万3,000円を取り崩して対応します。次に予算書の18ページ、損益計算書を御覧ください。下から4行目、税処理後の単年度純利益は6,279万1,000円の予定です。下から2行目の、その他未処分利益剰余金変動額1億1,783万3,000円は、先ほどに説明しました資本的支出の補填財源として使用する建設改良積立金取崩額の再掲載ですので、これには現金の裏付けはありません。また、その上の前年度繰越利益剰余金についても、令和2年度補正予算における未処分利益剰余金の見込み額ですので、その中においても取崩予定額が含まれているため、一部が非現金となっております。

ます。これら非現金相当額については、予算書20ページの貸借対照表の下段の資本の部、7剰余金(2)エの当年度未処分利益剰余金の注記⑦として表示しております。これにより、内部留保資金は、利益剰余金合計額9億4,833万4,000円から19ページの注記⑦にあります非現金相当額3億163万1,000円を除いた6億4,670万3,000円となります。内部留保は、平成27年度決算をピークとして、基本的には9億円を超えておりました。その後、施設の老朽化対策として施設更新を進めてまいりましたので、毎年資金が水道事業会計外に流出し、減少しているところです。次に、予算書9ページのキャッシュフロー計算書を御覧ください。下から3行目の資金増加額(又は減少額)のとおり、令和3年度においても5,504万円余りの資金が外部に流出する見込みとなっております。この主な原因は、建設投資財源の不足によるものです。3の財務活動によるキャッシュフローを御覧ください。建設投資財源としての企業債借入を3億6,130万円行う予定としていますが、その下に記載がありますように、企業債の償還による支出が3億7,318万1,000円であるため、企業債残高は1,188万円程度減少します。B4資料1ページの一番下を御覧ください。令和3年度の期末の企業債残高は、右端に記載のとおり、48億5,973万7,000円となっております。これは、令和3年度における給水収益の3.9倍近く(387.65%)となっており、全国と同規模の水道事業体の平均値約3.1倍を上回る水準となる予定です。以上が、簡単ではありますが、令和3年度の水道事業会計予算の説明となります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

中村博行委員長 説明が終わりました。資料はあと、まとめてやりましょうね。それでは、まず1ページ2ページのところから。概要です。

岡山明委員 最初に水の量を確認したいんですが、有収率、90%ぐらいあると思うんですけど、今何%になっているか、分かれば。

伊藤水道局次長兼業務課長 85.47%です。

中村博行委員長 また、ちょっと悪くなったね。

岡山明委員 広域という話もあるので隣の宇部市とか、全国平均でもいいんですけど、高いか低いか目安になるようなものが何かありますか。

伊藤水道局次長兼業務課長 厚生労働省が出している目標は90%です。一応、宇部市も約9割だったと思います。平均というのはいささか分かりませんが、一応、9割を目指すように厚生労働省から言われておりますので、私どもも、それを目指したいとは思っております。

岡山明委員 管路の更新率とか経年化率というか、その二つが分かればと思ったんですけど。

原田水道局副局長 令和元年度決算値で申し訳ないんですけど、経営比較分析表というものが水道局のホームページで出ております。この中にそういったデータが記載されておまして、管路更新率ですが、令和元年度は0.71%、それから平成30年度は1.05%、平成29年度、これはいわゆる西見配水地新設工事の関係で、配水管事業に費用が回らなかった関係もあるんですけど、0.41%、それから平成28年度が0.65%、平成27年度が0.92%という値です。また、管路の経年化率ですが、令和元年度が37.64%ということで、平成30年度になりますと34.27%、平成29年度で32.13%、平成28年で29.71%、平成27年度で27.60%です。

岡山明委員 配管の経年化率で、平成27年ぐらいから令和元年にかけて27%から37.6%と今言われて、10%、配管が老朽化しているという状況ですね。

原田水道局副局長 管路が老朽化していくのに対しまして、更新が追い付いていないという状況のため、こういう結果になっております。

中村博行委員長 このところは、あと明細がありますので、そちらでやっていきたいと思います。それでは説明あった順でいくと、10ページの人件費のところ、給与費明細。退職者が3名で、1名が異動ということでしたが、退職者3名の影響というのはいくつありますか、今後。

原田水道局副局長 令和3年度、3名退職予定なんですが、そのうち職員は2名であり、この時点で実質的に人員が不足してくるかもしれないということを感じております。令和4年度以降、どういう体制で行うのかということをおととし3年度にまた検討していきたいというふうに考えております。

中村博行委員長 それでは、21ページに行ってください。明細のほうで、まず収益的収支の収入の部で。いいですか。あったら、また資料のほうで言ってください。23、24ページの支出の部であれば。

岡山明委員 今、県道の船木津布田線で工事していますね。陥没した県道に対して、水道局側の支出はないですか、確認したいんですが。

原田水道局副局長 これについては、水道局の負担はありません。

藤岡修美副委員長 修繕料で、送配水管の漏水修繕がかなり落ちているんですけど、先ほどの有収水量とか、漏水を防ぐ目的でやられるんだと思うんですけども、これが落ちたというのは、送配水管の老朽化に対する整備がかなり進んだということですか。

伊東水道局施設維持課長 減額になっているのは、令和2年度の送配水管の移設工事、下水に伴う工事と国道の改良工事に伴う工事の修繕費に充てて

おりまして、そちらで1,700万円ほど計上しましたが、今年度はそれがなくなったということで、下がっております。

藤岡修美副委員長 漏水については、定期的な調査か、どっかから漏れているという情報があって修繕するような感じなんですかね。漏水対策は。

伊東水道局工務課長 漏水については、大きい管路は年に4回ほど、定期的に巡視もありまして、点検簿のほうを付けております。一般の配水本管とか配水管については市民の方からの通報が1番多いんですが、職員も現場に出たときは気を付けて見て回るようにしております。

中村博行委員長 次に、25、26ページで。いいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは27ページ。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、続けていきましょう。資本的収支のほうの28ページ、収入。（「なし」と呼ぶ者あり）続いて、28ページの下段の支出。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは29ページ、続きで資本的収支の支出の部分。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは予算書の18ページ、損益計算書。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは19、20ページの貸借対照表。

岡山明委員 19ページの下注の③ですよね。一般会計の将来負担見込みの1億2,300万円、旧簡易水道及び上水道の統合事業分、これは要するに、簡易水道の部分は一般会計から出しますよという話なんですか。

原田水道局副局長 これについては、先ほど岡山議員のおっしゃられたとおりです。基本的に、この度の企業債のうち、簡易水道を上水道に統合した費用、それから簡易水道を合併前に統合した随光・松ヶ瀬地区の簡易水道の事業費の負担額を一般会計から支出していただくということになっておりまして、起債の償還額に相当する額をこちらのほうに頂くという形となっております。



岡山明委員 簡易水道関係の建物の資産はどういう扱いになりますかね、今後。

原田水道局副局長 簡易水道で、旧山陽町時代に統合したものと、この度統合したものについては、全て水道事業として運営していきますので、全部資産は水道事業のほうに入ってくるという形です。

岡山明委員 今までの簡易水道の建物とか機械とかがあった場合は、全部、今の水道局が、今後使わないけど、抱えるという状況なんですか。

原田水道局副局長 基本的に、この度の簡易水道統合では、使わない資産というものはほとんどありません。統合に関して行ったのは鑄物師屋地区のところにポンプ場を新しく建設をして、そちらの配水地に送水をするという形になっております。その配水地以降は既存の設備を利用するという形です。あと、どうしても要らなくなるというのは、元々あった井戸なんですけど、これだけが一応廃止になります。

中村博行委員長 その井戸は、どういうふう処理されるんですか。そのままですか。

原田水道局副局長 この度、事業統合するのが精一杯で、その処理はまだ手が付いておりません。

中村博行委員長 9ページ、キャッシュフロー計算書ということで、5,500万円が現金として流出しているということですが。ないようですので、資料のほうから見てください。1ページ、上水の総括的な数字ですが。

岡山明委員 上水の料金を値上げしない限り、内部留保が目減りする状況になっているんですけど、アセットマネジメントに関しては、40年間に年間6億2,000万円の工事費を使うようになっていて、令和2年においては6億7,000万円と、アセットマネジメントより更新が進んで

いる状況ですけど、令和3年度においては5億7,000万円と、アセットマネジメントの6億2,000万円に届いていない状況となっている。収入不足に対する補填も5億7,000万円行うということで、この状況はどうにもできないということですか。企業努力の範囲内でできればいいですけど、宇部市との統合しかないという形ですか。

今本水道事業管理者 岡山委員が言われた6億2,000万というのは、平成28年に料金値上げをしようとしたときに、アセットマネジメントで年間6億2,000万円の事業を標準化していけば、6億2,000万円の事業費が必要ですよということで提示をさせていただいたものです。しかし、料金を値上げできていないため、6億2,000万円を下回る事業しかできないというのが現状です。先ほど議員が言われた、資本的収支の補填財源5億7,000万円ですけれども、企業会計においては、そして資本的収支というのは赤字になるのが普通の見方というか、いつも赤字が出て、収益的収支のほうで利益を出して、そのお金で賄うという仕組みになっております。資本的収支が赤字になっているということ自体は別に悪いことじゃないんですけれども、適正な事業を行うだけの料金収入がないというのが本市の現状です。これを打開するためには、料金値上げ又は広域化による基盤強化ということが考えられるということで、広域化についての協議を進めているところです。

岡山明委員 アセットマネジメントが示されたときから年数もたち、管路も経年劣化していて、必要事業費は毎年6億2,000万円より上がっているんじゃないかと思いますが、アセットマネジメントは何年か置きに見直しをされているんですか。

今本水道事業管理者 先ほどの6億2,000万円というのは、平成28年に80年で全部更新していこうというもの。これを100年でやるのか、120年でやるのか、40年で全部更新してしまうかというところでも、事業費が変わってきております。それが一つと、どちらにせよ、80年

でやろうとして、6億2,000万円ですけど、それにも届いていないということになれば、100年とか130年掛かるというような年数になっているということで、経年化率はどんどん進んでいくだろうというのは容易に想像できるところです。

中村博行委員長 そうしたら最後に、3ページに工事一覧表があるんですよ。細かくずっと書いてありますので、特にその中で気になるようなところがあれば、言ってください。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは採決に移ります。議案第16号令和3年度山陽小野田市水道事業会計予算について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって、議案第16号は可決すべきものと決しました。ここで若干の休憩を挟み、1時55分までを目安に休憩をします。

---

午前1時47分 休憩

---

---

午後1時55分 再開

---

中村博行委員長 それでは休憩前に引き続きまして、委員会を続けます。それでは続けていきましょう。審査番号9番になっておりますが、議案第17号令和3年度山陽小野田市工業用水道事業会計予算について、説明を求めます。

今本水道事業管理者 それでは予算書の30ページから、御説明します。第2条の業務の予定量は、記載のとおりです。予算書第3条の収益的収入の予定額ですが、合計で2億8,804万8,000円を計上

しており、給水収益の減などにより、前年度から168万7,000円減額となっております。また、支出合計は2億3,456万4,000円を計上し、結果、税処理後の単年度損益においては5,363万4,000円の利益が生じる編成となっております。予算書第4条の資本的収入及び支出の予定額ですが、収入は病院会計からの貸付金償還金のみとなっております。6,600万円を計上しております。支出の建設改良費については、浄水場の設備更新工事を行い、企業債償還金と合わせて支出合計は2,981万9,000円を計上しております。資本的収支において、病院会計貸付金は平成19年度において措置した額の一部が償還されたものですので、ほかに収入が無いことから、支出全額が差引不足額となります。この補填は、損益勘定留保資金等に加え、減債積立金を2,396万9,000円取り崩して対応する予定としております。なお、詳細については副局長から説明させますので、よろしく申し上げます。

原田水道局副局長 それでは管理者の概要説明に引き続いて、予算書31ページを説明します。第5条は支出費目の流用可能項目、第6条は職員給与費等の流用禁止経費、第7条は一般会計からの繰入金です。これらは予算書への記載が法定で義務づけられているものです。なお、職員給与費については、予算書37ページの給与明細書を御覧ください。その中の1総括の表の職員数の欄を御覧ください。工業用水道事業会計支弁職員は前年度7名でありましたが、令和3年度では1名を水道事業会計に異動して1名減員とし、6人となりました。給与費等の総額については、前年度当初予算と比較して、706万1,000円の減額となっております。それでは、予算の内容について、水道事業会計と同じ手順で御説明をさせていただきます。まず、収益的収支については、予算書の48ページ、またお手元のB4資料は2ページを御覧ください。まず、収入の部です。予算書の48ページ1段目の工業用水道事業収益の当年度予定額は2億8,804万8,000円となり、前年度当初予算比較で168万7,000円の減となっております。次に、上から3段目の

給水収益は、契約水量を日量400立方メートル減量するため、減額しております。収入の部の一番下の段にあります営業外収益の中の、その他雑収益は、県企業局の隧道点検に伴う工業用水の代替送水に係る電力料金負担金が生じることにより、増額となっております。続きまして、支出の部です。予算書では、48ページ下段以降の内容となります。予算書48ページ支出の部の1段目の工業用水道事業費用は2億3,456万4,000円となり、前年度当初予算に比べ2,117万円の減となっております。次に、B4資料の2ページを御覧ください。ここからは、B4の資料を中心に御説明します。資料の右側が、前年度当初予算との差額となっております。1収益的収支の中の支出内訳を御覧ください。人件費、委託料等を前年度当初予算から減額しております。人件費の減額理由については、先ほど説明したとおりです。委託料の大幅な減額については、水道事業会計の説明の際にも触れましたが、令和2年度当初予算において水管橋の耐震診断業務を予定していたことが主な要因となっております。なお、動力費については、前年度から増額となっておりますが、これは先ほど収入の部で触れました県企業局の代替送水を行うことに伴い、増加するポンプの電力料金を反映したものとなっております。次に、予算書45ページの予定損益計算書を御覧ください。これらは税処理後の損益となっております。下から4行目、当年度純利益は5,363万4,000円を予定しております。なお、下から2行目の、その他未処分利益剰余金変動額2,396万9,000円は、先ほど説明しました資本的支出の補填財源として使用する建設改良積立金取崩額の再掲載ですので、これには現金の裏付けはありません。また、その上の前年度繰越利益剰余金についても、令和2年度補正予算における未処分利益剰余金の見込み額であり、その中にも取崩予定額が含まれているため、一部が非現金となっております。続きまして資本的収支について、御説明します。予算書最後のページになります。51ページを御覧ください。上段の収入の部です。1段目の資本的収入は、病院会計からの貸付金償還金6,600万円のみです。なお、令和3年度における、この償還金をもって、病院事業会計への貸付金は

完済されることとなります。支出の部については、1段目の資本的支出総額は2,981万9,000円を予定しております。その下の、建設改良費におきましては、上から4段目の浄水場施設整備事業費にありますとおり、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて延期した高天原浄水場における設備更新として、直流電源装置の更新を行います。その他の支出としましては、企業債償還金等があります。予算書46、47ページの予定貸借対照表を御覧ください。47ページの下段、資本の部、7剰余金(2)利益剰余金のうち、才当年度未処分利益剰余金については、注④の表記のとおり、現金の裏付けのない利益3,713万9,000円が含まれております。これにより、内部留保資金は、利益剰余金合計額7億8,575万円から46ページの注記④にあります非現金相当額3,713万9,000円を除いた7億4,861万1,000円となります。次に、B4資料の一番下を御覧ください。令和3年度の期末の企業債残高ですが、企業債は平成19年度以降借入れを行わず、償還のみ行っていますので、順調に減少し、右端に記載のとおり期末残高は9,261万4,000円となっております。予算書36ページのキャッシュフロー計算書を御覧ください。下から3行目の資金増加額のとおり、期末の手元資金は1億1,445万3,000円のプラスとなっております。病院会計からの償還金の影響を除けば、一年間の事業活動を通じて、4,845万3,000円の資金増加となる予定です。以上、簡単ですが、令和3年度の工業用水道事業会計予算の説明となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

中村博行委員長 説明が終わりましたので上水と同じように、順を追っていきましょう。まず30、31ページから質問してください。いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)次に、人件費のところ、37ページ。1名減ということですね。いいですね。(「はい」と呼ぶ者あり)48、49ページ。収益的収支の収入、支出全体でいいので、言ってください。給水収益のところ、400立方メートル減という報告があったと思うんですけども、その原因は何ですか。

伊藤水道局次長兼業務課長 平成29年度から、市内の1事業所から減量の申入れがあり、令和2年まで500立方メートルずつ減らしておりました。最後、令和3年度に400立方メートルほど減らしてほしいという申出があり、それで今回400立方メートルほど減らす処置をしております。

中村博行委員長 ということは、減らすのは今年度で終わりということですかね。

伊藤水道局次長兼業務課長 一応、企業から申入れがあったのは、この5年間で2、400立方メートルということでは言われております。

中村博行委員長 当然企業努力をされて、ひよっとしたら自前で井戸とか、そういうことも考えられているとか、何か聞いておられることはないですか。

伊藤水道局次長兼業務課長 水のリサイクル使用とか、製品の減少等の原因はあろうかと思いますが、一応、企業努力というように聞いております。

藤岡修美副委員長 雑収益で、県工水の代替送水電気料の負担金が入ってくるということなんですけど、これは支出の動力費が253万3,000円増えている、これと相殺されると考えていいですか。

原田水道局副局長 支出のほうの電力料は本来、工業用水の送水に使うものを考えておりますので、全体的には、この中で最終的に相殺されるという形です。

中村博行委員長 48、49ページはいいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）次に45ページ、損益計算書。当年度純利益が5,300万円ということで、これもいいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは51ペー

ジ、資本的収支のところ。 (「なし」と呼ぶ者あり) それでは戻って、46、47ページ、貸借対照表。いいですね。(「はい」と呼ぶ者あり) それでは資料のほうに行ってください。2ページ。全体の中で気付かれたところを質問してください。いいですね。(「はい」と呼ぶ者あり) それでは質疑を打ち切ります。討論ありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) 討論はありませんので、採決に移ります。議案第17号令和3年度山陽小野田市工業用水道事業会計予算について、賛成の委員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

中村博行委員長 全員賛成です。したがいまして、議案第17号は可決すべきものと決しました。以上で議案の審査を終わりました。 それでは水道局から、広域化についての説明があるということでもありますので、続けましょう。

今本水道事業管理者 それでは、宇部市との水道事業広域化検討状況について、報告します。宇部市とは平成25年度以降、水道事業広域化について検討を行っております。去る2月に、第12回の検討委員会を文書持ち回りにて開催しましたので、その協議概要を報告するとともに、前回の報告から時間を経過しておりますので、これまでの決定事項についても、改めて説明します。お手元にお配りした資料を御覧ください。この資料は、令和元年9月の産業建設委員会においてお配りしたものに、今回追加した部分を青色で示しております。まず1ページの「宇部市・山陽小野田市水道事業広域化検討に係る経緯についてです。平成25年4月に広域化について調査研究することで意見が一致したことを皮切りに、令和3年2月に広域化検討委員会第12回まで協議を行っております。第12回検討委員会の状況については、10ページで報告します。次に、2ページを御覧ください。水道事業が抱える現状についてです。人口減少による料金収入の減少など、両市共通の課題について記載しておりま



す。前回報告しておりますので、詳しい内容は省きたいと思えます。次に、3ページを御覧ください。広域連携のメリットについてです。ヒト・モノ・カネそれぞれの視点から、メリットを記載しています。また、一番下の段には、国の交付金などの活用と記載しておりますが、現時点、両市の水道広域化事業において、国庫補助制度の要件には該当しておりませんが、これまで継続して国や県に陳情を行っており、補助要件が緩和されれば、広域連携の更なるメリットが期待されます。次に、4ページを御覧ください。水道事業広域化の形態についてです。上から「事業統合」「経営の一体化」「施設の共同化」「管理の一体化」の4つが、水道事業の広域化の概念です。上位に行くほど調整項目が増え、困難な協議となりますが、長期的に見ると広域化の効果が一番多くなります。なお、本市と宇部市とでは、平成30年度から、既に薬品の共同購入や水質検査結果の情報共有を実施しております。次に、5ページを御覧ください。平成28年3月に公表した検討委員会の中間報告を記載しております。こちらでは、次の5つの項目において広域による効果が期待できると報告しております。次に、6ページを御覧ください。検討委員会において、現時点での確認内容です。まず、広域化の形態ですが、「事業統合」を目指すことで確認しております。水道料金については、事業統合時に、山陽小野田市が宇部市の現行水道料金体系を適用することと確認しております。次に、広域効果を発揮できる最大の要因である厚東川水系の浄水場再編計画ですが、山陽小野田市の高天原浄水場、宇部市の中山浄水場、広瀬浄水場の1系（宇部市西部地域）、2系（宇部市東部地域）を段階的に廃止し、将来的には広瀬浄水場1か所に集約することで確認しております。なお、高天原浄水場においては、広瀬浄水場から送水された水道水を一旦受水し、中継ポンプ所として今後も活用していくこととしています。次に、7ページを御覧ください。令和元年4月からは、宇部市上下水道局の組織内に、宇部市と山陽小野田市の職員で構成している「水道広域推進室」を設置しております。また、検討委員会に「専門部会」を設置し、両市の事務事業の調整をしております。8ページを御覧ください。令和元年9月に報告した当初の予定です。現状は

予定よりも大幅に遅れております。この件については、後ほど10ページにおいて説明します。9ページを御覧ください。アセットマネジメントによる更新需要額について説明します。こちらは老朽施設の更新工事を統合後10年間加速度的に行い、高度経済成長期に埋設した管路・施設を設定した使用年数で更新を行った場合の両市単独事業時、広域時の更新需要額の比較となります。下の欄、宇部市単独60年間の計【A】では963億9,100万円、山陽小野田市60年間の計【B】では436億9,200万円となっておりますが、広域の場合はそれぞれ、921億100万円、422億5,800万円となっており、今後60年間の事業費を比較してみると右下記載のとおり、合計で57億2,400万円の効果が期待できると試算しております。10ページを御覧ください。水道事業広域化のスケジュールです。令和元年度9月の産業建設常任委員会では、上半分にありますように、広域化の協議を行う法定協議会の設置予定時期を令和2年4月とすること。両市の水道事業を統合し、一部事務組合（広域水道企業団）の設置し、事業開始となる時期を令和4年4月と説明しておりました。しかし、この間、10ページの下段の理由により、スケジュールが大幅に遅れております。まず①番目ですが、両市統一した資料を基に策定したアセットマネジメントにおいて、平成27年度に行った業務委託で策定したものと大幅に差異が生じたため、資産台帳の情報を再整理する必要が生じたこと、②番目に、再整理を行った後に試算した水道施設の更新需要計画策定に係る両市の意見調整に時間を要したこと、③番目に、その策定した更新需要計画を盛り込んだ財政計画の策定に当たり、必要な設定条件の調整に時間を要したことなどから、当初のスケジュールを大幅に超過しているため、広域での事業開始時期も含め、スケジュールの見直しを検討しております。以上、水道事業広域化の検討状況の現状報告となります。

中村博行委員長 この件について、質疑を求めます。

高松秀樹委員 今後のスケジュールは検討中ということなので、全く未定であ

るというふうに思っているんですか。

今本水道事業管理者 最後のページを見ていただきたいと思うんですが、当初のスケジュールだと、昨年4月に法定協議会を立ち上げて、令和4年の4月にスタートということにしておりましたが、まだ法定協議会そのものも立ち上がっていない。法定協議会を立ち上げるには、先ほど言った調整事項がまだ残っておりますので、およそ1年近く掛かるんじゃないかと思っております。ということは、法定協議会を立ち上げてから、広域の実施まで、およそ2年はかかるだろうと。法定協議会を立ち上げるまでに、最低でも1年以上かかるんじゃないかというような見込みですので、時期を限定することはできませんけども、少なくとも2年以上は遅れるだろうという見込みです。

中村博行委員長 実はもう議会報告会で、令和元年に市民にこのスケジュールをお知らせした件がありまして、それ以降、全然進んでないということなんで、非常に議会としても苦慮するところではあるんですが。しょうがないね、相手があるからね。

今本水道事業管理者 委員長言われたように一度新聞報道がありまして、令和4年4月という時期を示された中で広域化スタートということを知りたくて、そのままで行くと、もう来年かということになりますので、この委員会において、それが遅れておるというのを明らかにしたいということで、今回報告させていただいた次第です。

中村博行委員長 報道関係に遅れるようなことを示す予定はありますか。

今本水道事業管理者 今のところは報道に直にお知らせするという予定はありません。

中村博行委員長 水道局のほうで、全協なりで議会に説明する予定は組まれま

すか。

今本水道事業管理者 報道発表が令和4年4月ということで、既に知れ渡っていますので、それは違うんです、遅れていますというアナウンスは必要だと思っています。これも宇部市と協議をして、今日の読み原稿も前から申しあげていますように、宇部市と山陽小野田市と同じ原稿で同じように同じレベルでやっていこうということで話合いをしております。今日、全協等での報告を求められたということで、宇部市とまた協議をして、報告なりできるようになりましたら、お願いしたいと思っております。

中村博行委員長 よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは水道局の審査を全て終了したいと思います。ここで、2時30分まで、職員入替えのため休憩とします。

---

午後2時23分 休憩

---

---

午後2時30分 再開

---

中村博行委員長 それでは休憩前に引き続きまして、委員会を続けます。午前中の審査の続きで、仕切り直しと言いますか、議案第18号令和3年度山陽小野田市下水道事業会計予算について、もう説明が終わりましたので、ページを追って質疑に入ります。まず1ページから、総括的などころですが。下水も別途資料がありますので、抜けたらまた後で。

岡山明委員 小野田の西地区の農業集落排水、今回は下水につながったんですけど、その人数とかは全部数字に反映されていますか。

井上建設部次長兼下水道課長 はい。

中村博行委員長 1ページはいいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）2ページ、債務負担行為から。いいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは明細のほうに行きましょう、22ページから。収益的収入、支出のまずは収入のほうからいきましょうか。いいですね。別途資料のほうに詳しく書いてあります。一般会計からの繰入金まできちんと書いてありますので。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは23ページの支出のところまで。

森山喜久委員 23ページ、報酬のところ、会計年度任用職員の報酬として1人分が挙がっているんですが、この方はどういった業務をされるか、教えてもらえますか。

西崎下水道課課長補佐 管渠費の会計年度任用職員については、主に排水設備の検査等の業務に従事しております。

森山喜久委員 ということは、資格職ということなんですか。

西崎下水道課課長補佐 資格等はありません。各家庭の方が排水設備をした後に検査をしておるんですけども、その検査業務の補助職員ということですね。

中村博行委員長 この件は、またやりましょうね。ほかはいいですか、23ページ。

高松秀樹委員 これは、今まではフルタイムで、今回パートタイムに変更ということですか。

西崎下水道課課長補佐 一般会計と同様に、令和3年度からパートタイムに変更しております。

高松秀樹委員 就業時間は30分短縮をされると思うんですが、30分短縮さ

れる理由をお聞かせください。

西崎下水道課課長補佐 この度、一般会計と申しますか、山陽小野田市のほうで、会計年度任用職員をフルタイムからパートタイムに変更するということで、私どもの下水道事業に従事しております会計年度任用職員3名おるんですけれども、同様の任用変更ということで、30分短縮ということしております。30分短縮になる影響が少なからずあるんですけれども、業務内容を見直したり、ほかの正規職員がカバーをしたりして対応したいと考えております。

高松秀樹委員 今の答弁は一般会計が30分短縮してパートタイムになるから、下水のほうもパートタイムにしたと、こういうことでよろしいですか。

西崎下水道課課長補佐 下水道事業会計ですけれども、財務適用ということで、職員の身分であるとか組織に関しては一般会計と同様の取扱いになっておりますので、会計年度任用職員についても同様の形態を取っております。

高松秀樹委員 本会議場での執行部の説明は、業務改善等を行うことによって30分短縮が可能だと。つまり、30分短縮が可能だからパートタイムになるという説明だったんですけど、今の説明は一般会計が30分短縮したからパートタイムに切り替えたというふうに聞こえるんですが、そのような答弁でいいですか。

井上建設部次長兼下水道課長 ヒアリングをする中で、30分の短縮は可能であると判断しました。

高松秀樹委員 ヒアリングは誰がどことしたんですか。

井上建設部次長兼下水道課長 人事課とヒアリングする前に、私が各担当の係

長と話をしました。

高松秀樹委員 30分短縮の理由は本会議場で効率化等の業務改善を行うと。  
具体的にどのような改善を行うようになっていきますか。

井上建設部次長兼下水道課長 個別具体的にどのようにということは、まだはっきり言っていないんですが、30分ないことで業務が滞るかという観点から考えたときに、30分短縮でも何とかやれるという判断です。いろいろ工夫をする中で、30分なら何とかなるであろうということで判断したところでは。

高松秀樹委員 いろいろ言いたいことはあるんだけど、今の話だったら1時間でも短縮できるよね。本会議場で何と答弁したかということ、業務改善、効率化を図るということだったんですよ。つまり、それが具体的に先にあるべきだというふうに思っています。今の答弁は、そもそも30分短縮するため、要はパートタイムにするために30分削減したというふうにしかな聞こえないです。だから、具体的にどの部分を改善したのかというのをお聞きしているんですよ。それが、ここの費目では1人ですけど、それぞれあと2人いらっしゃいますので、同様のことを聞きたいと思っています。今回の1人について、より具体的に何かあれば教えてほしいし、なければ、もうそれで結構です。

西崎下水道課課長補佐 会計年度任用職員ですが、先ほど管渠費の説明をしましたけれども、管渠費で1名。これは、配水設備の検査業務の補助をしております。検査業務というものは日中行いますので、帰ってきてから、そういった書類の整理等々をします。30分に関しましては、その整理業務を早め早めに効率的にやろうということを思っております。あとは24ページ、同様の事務補助しておりますので、夕方5時15分までに終わるものを本人の業務内容を見ながら30分短縮をして、ほかに影響がないような業務の見直しをしようと思っております。

中村博行委員長 この件については、いろいろ問題があるということで、ここで審議をしても各方面でいろいろやられているようですので、そこを除いた部分で取りあえず質疑を行ってください。

藤岡修美副委員長 委託料で、不明水の調査委託料499万4,000円を組まれていますけど、これ具体的な場所を決めていますか。

井上建設部次長兼下水道課長 山陽処理区におきまして、平成30年度に実施をして、ある程度絞ったんですけれども、完全に絞り切れなかった、原因が分からなかったということで、その続きで今回、予算を計上しております。本来であれば、この令和2年度にやりたかったんですけれども、新型コロナウイルスの影響で4月に発注をしていいのかというところもありましたので、今回見合せて、改めて令和3年度にやります。具体的には山陽処理区のうちの厚狭東処理区といたしまして、厚狭川の左岸側、東側のほう、山陽処理区では古いほうで、大きな系統が二つあるんですけれども、その2系統のどちらのほうから不明水が多いかというのを調査しようと考えております。

藤岡修美副委員長 小野田処理区と山陽処理区の不透明水の量の割合は、どうなんでしょうか。

井上建設部次長兼下水道課長 申し訳ありません。割合というもののデータを持っておりませんが、この山陽処理区の不透明水調査に至った理由は、平成29年に処理場にかなり負担をかけるほどの大雨が降ったときに、その水が来たということで、雨水とか降雪とかいろんなこと考えられますけど、多分間違いなく雨水によるのが原因であろうということで、これ以上続くと処理のほうにも支障が出るということで調査しているところです。



中村博行委員長 それでは24、25ページ。

高松秀樹委員 処理場費の会計年度任用職員ですが、業務内容と業務の見直しをどのように行ったかを教えてください。

井上建設部次長兼下水道課長 処理場費にいる1名は、水処理センターに勤務する会計年度任用職員ということで、こちらについてはフルタイムじゃなくて週2日で勤務していただいているパートタイムの再任用職員の方がいらっしゃいますので、その方を含めて勤務を調整させていただいて、この方については週4日のフルタイムということで、今年度も1月から契約をしております、来年度も引き続きそれで雇用ということで考えております。ほかの方とはパターンが違う週4のフルタイムということで募集して、勤務をしていただいております。引き続き令和3年度も、その体制で勤務をしていただこうと考えております。

高松秀樹委員 フルタイムだったら給料になるんじゃないですか。報酬で出ていますけど。

西崎下水道課課長補佐 修正します。時間短縮ではなくて週4日のパートタイム勤務です。予算上は今のところ、パートタイムとして組んでありますけども、実情は処理場で会計年度任用職員は週4日のパートタイムで雇用しております。

高松秀樹委員 そもそも質問は、どういう業務をして、どういう業務改善をしたのかということです。

西崎下水道課課長補佐 業務としましては、水処理センターのデータの処理、入力作業などの事務補助です。見直しとしましては、先ほど言いましたように、再任用職員で週2日のパートタイムで勤務していただいている方がいますので、その方と調整しながら週4ということで勤務をされて

います。

高松秀樹委員 具体的じゃないんで、納得はできないんですけど、予算的には週4で30分削減した時間と月で直すと一緒であるということなんですか。

西崎下水道課課長補佐 予算は、ほかの2名と同じ予算になっておろうかと思えます。実際の雇用形態と合致しておりませんが、予算については、30分短縮の報酬として組んでおります。

高松秀樹委員 結構アバウトに組むんですね。同じ金額を計上していますよね、169万円。でも今、説明が違って、最終的に金額が合致するならいいんですけど、今の話なら合致しませんよね。何で予算をちゃんと上げていないんですか。

西崎下水道課課長補佐 処理場の従事しております会計年度任用職員ですがけれども、令和2年度中に退職と新規採用がありまして、予算を作成する時点でそこまで反映できていなかった。ちなみに、人事課のほうで、私どもの職員給与等々も組んでいただくんですけども、4月からの人事異動も当然この予算に含んでおりません。実際の4月からの配置と予算が若干食い違っているというところで御理解いただきたいと思えます。

森山喜久委員 給料のほうの職員2人というのが、正規職員1、再任用のパート1ということよろしいですか、処理場費。

西崎下水道課課長補佐 処理場費の給料については、2人とも再任用職員です。

森山喜久委員 再任用の1人はパート、1人はフルということですか。

西崎下水道課課長補佐 予算上そのようになっております。

藤岡修美副委員長 委託料で、農業集落排水施設調査計画委託料を300万円組まれていますけれども、これ具体的に説明してもらえますか。

藤岡下水道課技監 これについては、仁保の上と福田の二つの処理場について、平成22年に機能診断をやっているんですが、それから10年たったということで、今年度、簡易診断で、もう1回、新たに診断をしました。これに基づきまして、来年度は調査計画ということで、さらに具体的な調査、それから今回は処理場しかやっていませんけど、管路のマンホールポンプ等も含めまして、もう一度、具体的な調査をして、概算費用等もはじいて、そういった計画を立てるという業務になります。

中村博行委員長 調査結果が出てからの対応ということですね。

高松秀樹委員 同じく、総係費の会計年度の業務内容と業務の見直し案を教えてください。

井上建設部次長兼下水道課長 25ページ、5目総係費の会計年度任用職員1名については、管理係に配属、現在もですけど、しておりまして、主に業務とすれば、窓口の業務です。窓口の業務については、内容を見直すことで30分の短縮が可能と考えております。

高松秀樹委員 どのような内容を見直しましたか。

井上建設部次長兼下水道課長 一日の締めであるとか、そういうものの担当を見直すとか、もっと前に日中にやることを少し短くするということでの改善を考えております。

高松秀樹委員 4月1日から、そういう業務に変わるんですが、今のはまだ未定のような答弁だと思うんですけど、それでしっかり4月1日から業務

の見直しが図られるとと思っていますか。

西崎下水道課課長補佐 総係費の会計年度任用職員、正に私の部下なので、1日でやる業務、1週間にやる業務、1か月でやる業務というのは全て把握しております。そういった関係で、30分見直しについて、こうやろうねということで、本人と話をしまして、窓口業務だったり、伝票を作成するのであったりなどの業務について、30分の見直しが可能ということで考えております。

高松秀樹委員 もう最後にしますけど、今の答弁は、30分の見直しをしなければならぬということで見直しを図ったと取れるんですよ。そもそもこの30分見直しの執行サイドの答弁は、業務改善等をして効率化していくことによって、結果、30分見直しが図られると。だから、結果、パートタイムになるんだという説明だったんですが、今の答弁は全く逆というふうに思って、結構ですか。

西崎下水道課課長補佐 そのとおりです。

森山喜久委員 ほかのページもあるんですけど、業務改善できるなら正規職員のほうも業務改善できると思うんですよ。ただ、時間外勤務手当とか増えていますよね。片方では30分減らしながら、片方では時間外を増やすという形で行ったとき、業務改善に全然なっていないというふうに言わざるを得ないんですけど、その辺どうでしょうか。

井上建設部次長兼下水道課長 恒常的な残業については、できるだけしないよにということで、職員も努力をしております。ですけれども、例えば私ども建設部も総じてそうですけれども、起工によるものとか、突発的な修繕であるとか、緊急事態によって出なければいけないこともありますし、他の課からの執行委任とかもあります。その中で確かに業務量としてはちょっと多くなっているのが現状です。その辺りについては、や

らなければならないものは優先してやる中で、改善できるもの、帰れるときにはちゃんと帰るということで、これも徹底してまいりたいと思います。

森山喜久委員　ちなみに今の答弁で、執行委任でやった業務で残業した分は、下水道課じゃなく、委任したところからもらうということによろしいですか。

井上建設部次長兼下水道課長　大抵の事業については、委任元から全部出していただいております。

中村博行委員長　一応、3名の会計任用職員についての内容等々は全てお聞きをしましたが、ほかの部分の質疑を続けます。

森山喜久委員　下水道の管路の耐震化率の状況はどうなのか、お聞きします。

井上建設部次長兼下水道課長　管路の耐震化率については今、数字がないので、お答えできません。

中村博行委員長　26、27ページ。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは前に戻って、全体を見ていきましょう。重複する部分がありますが、4、5ページ。いいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）6ページ、終わりましたね。7ページ、キャッシュフロー計算書。いいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）8、9ページ、先ほど少し出しましたが。いいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それから、10、11、主に債務負担行為ですが。いいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）12、13ページ、貸借対照表。14ページ。いいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）16、17ページ。いいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）18ページ。

岡山明委員　資本的収支の部分で、水道と同じような形で、7億7,000万

円ぐらいの不足が出ていると思うんですけど、損益勘定留保資金で補填したという状況です。これは毎年同じような感じで、全然問題はないんですが、不足額の傾向はどうなっていますか。

西崎下水道課課長補佐 今、岡山委員が言われました1ページ、4条のところの資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7億7,549万1,000円。これは、水道でも説明があったと思いますがけれども、資本的収支というのは赤字になって当然というような会計ですので、その赤字部分をどのように埋めるか補填するかというところでして、下水道事業に関しましては基本的に赤字です。一般会計のほうから赤字補填していただいている。この資本的支出の不足額は、収益的収支側の減価償却費等々の内部留保資金でもって財源不足を補うと。まずは収益的収支の内部留保資金、減価償却費で補って、それでも足りないので、4条の収入のほうに出資金というのがあると思うんですけども、出資金でもって、更に補填財源で不足する額を一般会計から頂くという構造です。これはしばらく、このままということになるかと思えます。

岡山明委員 今、水道とかは非常に厳しいというのが、減価償却費を使っても足りないという形になっているけど、下水に関しては、いろいろ一般会計からお金をもらっているから、減価償却に対しては余裕がある状況で進むという状況ですかね、今の事業形態から行くと。

西崎下水道課課長補佐 水道事業に関しましては、ほぼ独立採算をしております。自らで得た水道の使用料でもって経営をしている。収益的収支で黒字を生み出して、それを積み立てておいて、4条の建設改良費等の財源にするという仕組みです。私ども下水道事業はそもそも下水道使用料だけでは到底足りないので、国の繰出基準に基づいた繰入金頂くという構造になっておりますので、内部留保資金をどんどんためていく構造ではなくて、一般会計に依存しているんですけども、その繰入れを少なくするような経営努力はしていかないといけないとは思っております。

中村博行委員長　ですから、純利益がいつもゼロになっているというわけですね。20ページのセグメントのところで農業集落排水も調査があるということでしたので、よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）資料のほうから質疑を求めます。

藤岡修美副委員長　ポンプ場検査事業で、耐水化計画策定事業は中継ポンプ場2か所ということなんですけど、具体的なイメージとしては電気設備をかき上げして上に上げるとか、中身はどういったものなんですか。

井上建設部次長兼下水道課長　中身は、最新の河川のハザードマップに基づいて、その敷地にどのぐらいまで水が来るか、それを基に、ポンプ場がどこまで浸水するかということをもとに、来年度、この業務の中でやります。例えば、地面から1メートルぐらいのところに来る。そこに何か開放部であるとか、扉とかがあったりとかすれば、どういうふうな水に耐えるものを作るか、どれからやっていくかということの優先順位を定める、そういうところの計画を令和3年度までということで策定をします。ですので、これから調査をしていきますけれども、つかるところがそんなになれば、例えば扉を変えるとか、ちょっとした角落としを造るとかということで済むかもしれませんし、全然駄目ということであれば、もっと大々的なもの、あるいは建て替えという可能性もありますけれども、その辺も含めて、建て替えとかでない間に合わないことになりまして、今の建物の長寿命化計画とか、そういうものと絡めて、耐用年数がもうちょっとであれば、そのときに併せてやる。それまではソフト対策も含めて、ハードソフト両面で考えてくださいよということで、国から来ておりますので、そういうことを考えながら計画を立ててまいりたいと考えております。

中村博行委員長　1ページは先ほどやった内容。2ページでありましたら。普及率が大分上がったね、57、58%くらいまで行った。共和台は終わ

ったんですかね。

井上建設部次長兼下水道課長 令和元年度末で共和台は接続が完了しております。

中村博行委員長 今年度はさっき言われたように、南平台ということいいんですか。

井上建設部次長兼下水道課長 令和2年度は大きな団地の接続はありませんが、令和3年度早々に南平台と青葉台。南平台については、令和2年度工事で、繰越しですけれども今、整備しております、最後に令和3年度に小さいポンプを付けて接続完了になります。

中村博行委員長 ちょっと前まで1年に0.5%ということだったんですけど、この近年、それがかなり改善をしたなという気がするんですが、そういう見方でいいですかね。

西崎下水道課課長補佐 普及率ですが、令和2年度に小野田西の農業集落排水を統合しておりますので、それで2.3%程度増えております。なので令和元年度が55.2%だったものが、令和2年度の予定で57.5%、この資料のとおりです。令和3年度は南平台、青葉台等々を考慮して58.1%ということで整理しております。

中村博行委員長 それでは質疑の途中ということで打ち切りたいというところではありますけれども、会計年度任用職員の件でいろいろ質疑も出ましたし、一般質問あるいはほかの委員会、分科会でもいろいろ紛糾するような事態があったというふうに聞いております。ですので、結論から申しますと、一般会計全体会での質疑等々の様子を見た上で、他との整合性を図るという意味合いから、この特別会計についても採決には至らず質疑の途中で一旦継続の審査ということにしたいと思っておりますが、よろし



いですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは当議案18号については、再度、審査するという事で、継続審査ということにしたいと思います。ここで休憩にしたいと思います。次は、3時20分からということで参集をお願いします。それでは休憩に入ります。

---

午後3時10分 休憩

---

---

午後3時20分 再開

---

中村博行委員長 休憩前に引き続き、委員会を続けます。それでは、審査番号6番、議案第32号山陽都市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、説明を求めます。

泉本土木課長 議案第32号山陽小野田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、説明します。最初今回の条例改正の趣旨について、説明します。道路占用料の徴収については、道路法の規定に基づき、占有者から徴収しているところですが、本市の道路占用料徴収条例において、道路予定区域での占用料を徴収しておりません。このため、この区域においても、占用料を徴収することを目的とした条例改正となっております。最初に言葉の説明をしますと、道路予定区域とは、道路が市道認定されて、その道路区域が決定されてから、工事の完成等の理由により、道路が供用開始するまでの間のことです。この道路予定区域については、道路法第91条第2項の規定によると、道路法第39条を準用することで、道路占用料を徴収できることとなっておりますが、現行の本市の道路占用料徴収条例においては、道路予定区域の取扱いについて定めはなく、道路占用料を徴収しておりません。このため、今回の改正により、道路予定区域においても道路占用料を徴収できるようにすることが、条例改正の趣旨となっております。続いて、条例改正の内容について説明します。お手元の議案書にもありますが、読み上げて説明します。山陽小野田市道路占用料徴収条例（平成17年山陽小野田市条例第96号）

の一部を次のように改正する。第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。(道路予定区域の占用料)第6条法第91条第2項に規定する道路予定区域の占用料については、この条例の規定を準用する。附則、この条例は令和3年4月1日から施行する。以上が改正の内容となります。続いて、この条例改正を行うこととした経緯について説明します。現在、都市計画課において、小野田駅前地区都市再生整備計画事業の一環として市道整備が行われておりますが、このような大規模事業については、事業の執行に時間が掛かるため、道路認定から供用開始まで数年を要することとなります。特に、このような生活道路の要素が高い市道整備においては、通常の新設道路と違い、工事中に電柱や水道、下水道といったライフラインが同時に施工され、道路を占有することとなります。法においては、道路予定区域の占有については、道路管理者の権限で許可できることとなっておりますが、占用料については、別途規定する必要があると考えております。このため、現在、この地区で整備されている市道予定区域については、占有許可をしているものの、占用料を徴収しておりません。法において、占有料はできる規定ではありますが、占有許可と同時に占有料を徴収できるものについては、徴収していきたいと考えております。なお、現在、この予定区域で占有許可をしている許可者は、山陽小野田市中国電力ネットワーク株式会社、宇部ネットワークセンター、山口合同ガス株式会社となっております。また、この条例改正において徴収できる占用料については、免除、減免対象占有物件を除いて、6,900円となります。以上、説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

中村博行委員長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

高松秀樹委員 条例改正によって、市には6,900円の歳入があるということですね。該当箇所は小野田駅前になるということですか。それ以外に該当箇所はないということですか。

泉本土木課長 現在のところ、他の箇所はありません。

恒松恵子委員 よくイベントで道路を占有することがあるんですけど、これは全く別だと思うんですが、この6,900円の適用は、1日とか、期限は何日か教えてください。

泉本土木課長 これについては、占用料徴収条例によって定められておるところですが、電柱については1年です。管についても1年です。それぞれものによって違いますので、それに応じた占用料を頂いておることです。

高松秀樹委員 今、恒松委員が聞いて、この占用料というのは、要は固定物みたいなものになるんですか。どういうものを対象に占用料というのが発生するんですか。

泉本土木課長 これについては先ほど申し上げた電柱、それからガス管、水道管、下水道管、道路に入ってくる占用物件全てになります。ですから、看板等も設置されれば、占用料を取る場合があります。

岡山明委員 そうすると今回拡張していますよね、県道と市道とか。その状況の中で例えば柱がぼんと入ってくると、今後そういう料金は対象になるということですね。

泉本土木課長 基本的に買収を行った時点で、県道のほうは県の取扱いとなりますので、差し引かせていただきたいんですが、市道については、買収を行った時点、市の名義になった時点で、それを道路区域というふうに取り扱うようになりますので、そこに占用物件が入るということになれば全て占用許可を出して占用料を頂くということになります。

中村博行委員長 ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑

を打ち切ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは採決に移ります。議案第32号山陽小野田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって、議案第32号は可決すべきものと決しました。ここで若干の休憩、35分から次やりましょう。それまで休憩します。

---

午後3時30分 休憩

---

---

午後3時35分 再開

---

中村博行委員長 それでは休憩前に引き続き、委員会を続けます。次に審査番号7番、議案第38号財産の減額貸付けについて、説明を求めます。

川崎経済部次長兼農林水産課長 それでは、議案第38号 財産の減額貸付けについて説明します。令和3年4月から民営卸売市場を開設するため、市場施設を民間開設者に貸し付けるに当たり、卸売市場が安心新鮮な青果物の供給、需要と供給に応じた適正な価格形成、地元農産物を取り扱うことで地域の農業振興、地産地消など、市民生活の安定向上に資するため、公共性や公益性を有する重要な役割を担っていることを考慮し、経営が安定するまでの間、3年間ですが、その貸付料を減額することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。議案書を順に説明をさせていただきます。まず1ですが、減額貸付けをする財産の所在ですが、山陽小野田市大字西高泊字西大塚1184番地1ほか。建物の種類、山陽小野田市地方卸売市場施設。面積8,584.61平方メートル。これは資料として、A3の平面図をお配りしております。御覧ください。上が北になりますが、右に高泊

児童公園があります。その下に、東側の市道から市場施設に入る進入路があります。この進入路と市場施設を含めて、お貸しする用地です。それと、その上に建設された建物をお貸しすることとしております。それから、2、減額貸付けの相手方、山陽小野田市大字西高泊1198番地10、Yフーズ株式会社代表取締役、山崎敏彦。3、減額貸付けの理由、Yフーズ株式会社が先ほど申しました公益性の高い地方卸売市場の運営を継続的に行うことができるようにするため、山陽小野田市地方卸売市場の施設を当該法人に減額して貸し付けるものです。4、減額貸付けの条件、(1)貸付け物件は、卸売市場の用途に使用し、卸売市場法第13条に規定する地方卸売市場の認定を受けること。(2)市と当該法人が締結する卸売市場の運営に関する協定書に基づき運営すること。5、減額貸付けの期間、これは先ほど申しましたゼロからの卸売業のスタートということから、経営が安定する期間、3年間としまして、令和3年4月1日から令和6年3月31日までです。6、貸付けの金額、年額24万円。参考までに、山陽小野田市普通財産貸付け料算定基準に基づく貸付料ですが、年額が361万4,600円となります。それから、減額後の貸付料については、昨年7月の第1回市場関係者説明会で、民間の市場開設の提案を求めた際に、参加者から使用料の額が分からないと提案できないとの意見がありまして、8月に開催しました第2回市場関係者説明会にて、小野田中央青果に対して減額していた額を参考に提示しました。その提示額は約35万円でしたが、フォークリフトを処分することから、搬送設備使用料相当額約11万円を減じた24万円としております。補足ですが、今まで市が予算計上していた警備や設備保守、草刈りや清掃など、市場運営経費や管理経費数百万円を普通財産にすることでYフーズ株式会社の負担となりますので、申し添えます。以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

中村博行委員長 それでは、質疑を求めます。

森山喜久委員 中央青果の減額していた額を提示されたという形になるんです

が、その資料は9月14日に委員会に追加資料を出してもらったものでよろしいんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 その資料がA4横書きで卸売市場使用料試算表ということで、減免前と減免後の案。これに卸売業者の事務所の使用料約5万円が入っていなかったんで、それを追加して、34万6,579円となっております。委員が今、提示されたこの資料には卸売業者事務所使用料が漏れておったんで、それを追加しております。

森山喜久委員 卸売業者のほうは、そういう形でやってきたからということで、その数字を出されたんですけれど、ちなみに今、出された数字、貸付料全体が361万4,600円というふうにあります。これの算定式が今日出るかなと思ったんですけど、出ていなかったんで、算定式を教えてくださいませんか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 資料をお配りして、よろしいですか。

中村博行委員長 その間、何かほかに。

宮本政志委員 先ほどの説明で、普通財産に移すに当たって、管理料等数百万というふうに言われたんですけど、それでは分かりにくいので、大体どれぐらいかというのはわかりますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 数百万というのが、市が今まで特別会計で管理していたのが685万円です。

宮本政志委員 土地と施設の建物も一緒に貸して、土地と建物の両方の賃料が入っているんでしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 両方が入っております。

宮本政志委員 そうすると、居住用で貸すわけじゃないんで、建物の賃料のほうは消費税が掛かりませんか、

川崎経済部次長兼農林水産課長 消費税が掛かります。これは税務署に内容を確認しております。算定は361万4,600円で、消費税が入った数字で貸付け料を評価しております。

森山喜久委員 ただいま算定資料を頂き、ありがとうございます。ちなみに平米当たりの単価は、固定資産の評価でしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 鑑定士による鑑定評価です。

森山喜久委員 固定資産じゃなくて、鑑定士ということになるんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 これは固定資産評価が出ていなかったのもので、鑑定士のほうへお願いをしたところです。

森山喜久委員 せっかく図面があるんで、先ほど言った9月14日の委員会の追加資料で出されたもので、場所とその金額を再度説明していただいて、左上にある冷蔵庫と倉庫、そして市場の事務所以外の広場と事務所を貸したものが全部で24万円になるということによろしいですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 先ほど申しました市道からの進入路、それからこの市場の建物が建っておる土地、その上に建っておる建物全て、総額24万円で賃貸するということです。

森山喜久委員 全てというのは、最初の卸売業者が行政財産として使用していた場所は、冷蔵庫と倉庫と卸売市場と管理棟のところだけじゃないんですか。そこにフォークリフト入れて、35万円で貸していたことじゃな

いですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長　そうです。条例に基づく使用料が掛かるところになりますので、今、委員が言われたところになります。

森山喜久委員　今回、行政財産から普通財産に切り替えたということで、先ほど言ったものに附属営業店舗とか、トイレとか、丸珠物産の旧建物とか、駐車場代、一切含めても、値段は変わらず、そのままということなんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長　これは、先ほど申しました第2回説明回のとときに固定費として示したものですので、金額を固定して今回お示しをしております。市場について開設者が運営するというので、行政財産であれば先ほど委員おっしゃられたところを使用許可するということになりますが、普通財産ということになりましたので、管理はしていただきますし、運営経費も見ていただきますが、開設者として、この施設、建物を全てお貸しした金額については説明会で提示した金額を再度提示させていただきます。

森山喜久委員　行政財産のとき24万円で、普通財産に見直したとしても全部で24万円で切り替えるのは、市として、それで大丈夫と判断したということですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長　市としては全部で24万円でお貸しするというので判断しております。

森山喜久委員　見方を変えますけど、先ほど経営が安定するまでという話がありました。初年度、新開設者がどれぐらいの年商を見込んでいらっしゃるのか。それは、どういうふうな計画でどこまでやったら安定したというふうに判断するか、教えてもらえますか。



川崎経済部次長兼農林水産課長 経営計画といたしますか、予算といたしますか、それを1回示してもらったことがあります。その中で、3年程度で黒字に転じるというようなことが示されていまして。この3年というのは、3年がいいのか5年がいいのかとありますが、ゼロからのスタートということで、一つの区切りとして、市のほうで、とにかくこの経営を応援する立場から、3年を定額24万円ということで提案しております。

森山喜久委員 黒字になるのが3年目でいいんですけど、実際どれぐらいの年商とか、要は向こうが言ってきたら黒字になるまでそのまま維持するのか。経営が安定していないというふうにみなすのか。数字的に根拠を持ってみる方策はどういうふうに考えていますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 今、説明しておりますのは、最初の3年間。経営が安定するというのが、どこからが安定かということがあります。当然4年目も5年目も、どんどん発展していただきたいということで期待はしております。その中で、3年間は年額24万円ですが、4年目からは毎年24万円ほど増額する予定で考えております。貸付料は年額約360万円になりますが、この360万円に達するのが17年目、令和19年です。それまで、そういう考え方の下、最初は投資もありますし、経営が安定しないということもありますので、その都度、相手方と市が協議をして、この額を決めるということになっております。基本的な考え方は、4年目から年に24万円ずつ増やしていくという考え方で計画をしております。

宮本政志委員 ということは、3年超えて軌道に乗っていなくても上げるということですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 考え方はそれで、一応、計画を持っておりますが、先ほど申しましたように、出資というか、設備投資なんかもあり

ますし、経営が安定するかどうかということもありますので、その都度、協議するようにしております。また、減額貸付けになりますので、これについては今回3年間、議会の議決を得るように話を進めておりますが、4年目も減額があれば当然、議会の議決を経て契約をすることになりますので、4年目以降、また減額が生じることがあれば、相手方と協議しながら議会の議決を得るということです。

宮本政志委員　といいますのが、この建物は古いと思うんですね、北側の店舗とか。その管理を任せると言われたじゃないですか。そうすると、本来は市が管理するとすれば、結構年間手が掛かるし、費用が掛かるような建物も、今回はYフーズのほうで全部管理してもらえるわけでしょ。

川崎経済部次長兼農林水産課長　経年劣化によるもので、軽微なものはYフーズのほうで負担をしていただくことになろうかと思いますが、雨漏りとか経年劣化というものは、所有者である市がやるようにしています。予算の中でも出てきますが、令和3年度も修繕料等も計上しております。だんだん修繕料は少なくなってくるのかも分かりませんが、当面雨漏り等もありますから、所有者として予算計上して、ここを管理していく経費もあります。

宮本政志委員　その辺りを何ていうか、もっと分かりやすく、あれだけの広さのものを年間24万円という数字だけ見てしまうと、すごく安いなというふうに受け止められるわけですよ。だけど、さっきの説明で、例えば約700万円近い管理料が、普通財産になって市が出すこともなくなる、あるいは古い建物のほうも、軽微な管理に関しては借りる方にやってもらえると。そうすると、目に見えない費用が24万円プラス、例えば1,000万円近くあるというところを分かりやすく言ってもらったほうかと思って、さっきから聞いていたんです。

川崎経済部次長兼農林水産課長　先ほど申しました貸付料は年額24万円です

けども、市が行政財産としておれば685万円の費用が掛かるということで申し上げました。光熱費、電気料、水道料、それから通信運搬として電話料、手数料の消火器の薬剤の入替えとか、浄化槽の法定点検手数料、それから警備委託料等々で、トイレの清掃も草刈りもやっていただくようになりますので、その辺があって685万円という金額になっております。それは今度、Yフーズに負担していただくようになりますので、そこはYフーズがこの経費をどこまで削減されてやられるかというのはありますけども、これぐらいの業務がYフーズの負担で起こってくるということです。

森山喜久委員 再確認ですが、今の685万円は一般会計の繰入金の額ということでよろしいですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 そうではなく、年間約1,000万円の支出が特別会計の中であって、使用料等が300万円ありましたので、大体700万円ぐらいが一般会計からの繰入れです。

高松秀樹委員 関連になるんですけど、この際ですので質疑をしたいんですが、ずっとこの市場のことをやっています。県の認定が前提だということで我々も進めておるんですが、先日、本会議場において山田議員の反対討論がありました。その中で山田議員は、この認定のことについて、県の担当課は山陽小野田市が問題ないと言えば認定するというニュアンスの発言がありました。私、本会議場で聞いていて、果たしてそうなのかと思いました。この辺の事実関係、県の認定のことについて説明していただければと思います。

川崎経済部次長兼農林水産課長 3月10日の山田議員の反対討論の中で、先ほど言われた、県の担当課は、山陽小野田市が問題ないと言えば、認定するというような内容の発言がありました。これについては、今まで私もそうなんですが、職員が県の職員と話をするとき、そういう話は出

ておりません。ちなみに、3月10日に県のぶちうま山口推進課に電話で確認をしました。一応、こういうことないですよねということで話しましたが、県の担当の方がおっしゃられたのが、認定については、県と申請者のやり取りなので、市が問題ないと言えば認定するということがないということです。それと、そのような発言はしないということで回答を頂いております。

高松秀樹委員 そうなると、執行サイドの話じゃないんで、議会側の話ですけど、いわゆる虚偽の発言があったというふうなことになるということではないんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 先ほどの県の担当課は、山陽小野田市が問題ないと言えば認可すると言われたのか、認定するということはありませんので、この部分では内容は異なっておるのではないかとこのように考えております。

森山喜久委員 貸付けの金額のほうは最初、35万円で示している中で、フォークリフトを使わないのか、使えないのか、分からないんですけど、24万円という話になったということで、ただ、それは行政財産の話ですよ。普通財産になったときに、361万4,600円という数字が出ているならば、例えばその10分の1ということで、36万円かどうかというふうな話をして、協議をしてもおかしくないと思うんですよ。その辺の協議の状況はどうなんでしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 これは、行政財産から普通財産に変更して、協議を継続的に進めておりました。このときには、もう24万円という額で交渉しております。ちなみに鑑定評価については、その後、取ったところですよ。先ほど申しましたように、説明会で固定費として提示した額でしたので、その額で進めているところです。

森山喜久委員 提示した額が35万円でしょ。

川崎経済部次長兼農林水産課長 提示した額は35万円ですが、その提示した額から先ほど申しました運送設備、使用料、これはフォークリフトを処分するということから、そこを減額しまして、24万円としたところですよ。

森山喜久委員 確認ですけど、フォークリフトを処理するというふうに発言したのは、市がやったということでもいいんですね。

川崎経済部次長兼農林水産課長 これについては、Yフーズと話をする中で、フォークリフトも5年以上が過ぎて、かなり古いものが2台あります。1台については、環境衛生センターで使用できるということから、そちらで使いますが、1台はもう廃棄するというので、2台とも市場からはなくなります。

森山喜久委員 ですから、市のほうが、そのフォークリフトは使えないからフォークリフト分を減らすと、減額するというふうな発言したということでもいいですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 そのとおりです。

森山喜久委員 35万円を11万円減額して24万円にするということで協議を進めてこられたと。その中で、普通財産でいえば361万円何がしかというふうな形になるけれど、それはあくまで市で今まで協議をした24万円を認めてくれという話でいいんですか。

河口経済部長 今言われるとおりで、もともと35万円で、11万円引きまして24万円で話を進めていた。それが固定費ということで、皆さんのほうに提示しておりましたので、市長も含めて、この辺は鑑定評価をしな

ければいけませんので、するんですが、提示した金額は変えずにいきましょうということ、内部調整できておりました。その中で、この数字をそのまま使わせていただくと。先ほど360万円何がしのお金が年間掛かるということですので、先ほど次長が言いましたように4年後以降は24万円をずっとプラスしていこうと。それは協議の上での話になりますけれども、そういう形で360万円、鑑定評価の金額に至るまでは上げていくというような考え方を、採用しようとすることに決めたところです。

森山喜久委員 今後のこともあるんで確認ですけど、今回、3年間24万円で据え置くという形で議会に上げられたじゃないですか。3年後に、次は48万円と。それを1年ごと、順調にいけば、減免の数字を上げていくというふうな形で考えているということ、いいんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 計画では、その予定にしております。ただ相手方がおられるし、投資、それから経営状況がありますので、協議した結果で、議会のほうの議決を得たいと思っております。だから、今の予定では24万円ずつを上げていく。それを議会に承認していただくということで予定をしております

森山喜久委員 さっきの話なんですけど、順調に行って、もうかったら上げていくというのは別にやぶさかでないんですけど、なかなか思うとおりに拡大できないときの指標ですよ、そういった数字をどのように捉えているのか。1年1年経営計画とか、収支の確認をしていくのか、どういふふうな形で考えているか、教えてもらえますか。

河口経済部長 確かに今、言われるように、何らかの指標といいますか、どういう計画で、今年度は結果としてこうだったという予算、決算的なところもありますけども、そういうものは、この2年間、3年間の間で確認をしていただきながら、ここまでのいい状況になったよとかという形が、

今すぐ、ここでどれぐらいのものになるか分かりませんので、それはやりながら指標として考えていきたいというふうに思っております。

中村博行委員長 その辺は、Yフーズとの話はできているんでしょ。3年後の話ぐらいは。

河口経済部長 3年後はどのような形にしていくか、契約の中にも、そこは協議していくということは当然入っておりますけれども、その話はついております。

中村博行委員長 先ほど宮本委員が危惧されている問題で、こういうふうになるんだろうということでは言われたとおりで、いいわけね。3年間は据置き、3年後は協議をしていくけれども、基本は24万円ずつ、毎年上げていくと。ただ、先のことは分からないので、その都度協議していくということで。

河口経済部長 そのとおりです。

中村博行委員長 ほかいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切ります。討論ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは採決に移ります。議案第38号財産の減額貸付けについて、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって、議案第38号は可決すべきものと決しました。以上で全ての議案審査を終わります。これで、産業建設常任委員会を閉じます。お疲れ様でした。

---

午後4時10分 散会

---

令和3年（2021年）3月15日

産業建設常任委員長 中 村 博 行